

令和5年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月1日（金曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告

・令和5年5月分・6月分・7月分

2) 令和4年度事務事業点検評価の報告

・美郷町教育委員会

3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告

4) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告

第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告

陳情上程（委員会付託）

第 5 陳情第23号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

第 6 陳情第24号 「大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書」の採択等の陳情書

第 7 陳情第25号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎
定数の改善による正規教員増を国に要請することについて

議案上程（説明）

第 8 報告第 4号 健全化判断比率の報告について

第 9 報告第 5号 資金不足比率の報告について

第10 認定第 1号 令和4年度美郷町一般会計決算認定について

第11 認定第 2号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について

第12 認定第 3号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について

第13 認定第 4号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について

第14 認定第 5号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

第15 認定第 6号 令和4年度美郷町水道事業会計決算認定について

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第16 議案第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第17 議案第54号 工事請負契約の一部変更について

第18 発議第7号 美郷町議会議員定数条例の一部改正について

追加議案審議

追加日程第1 常任委員会委員の選任について

追加日程第2 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	7番	深澤均君
8番	伊藤福章君	9番	高橋正和君
10番	泉美和子君	11番	深沢義一君
12番	熊谷良夫君	13番	澁谷俊二君
14番	長谷川幸子君	15番	鈴木良勝君
16番	森元淑雄君		

欠席議員（1名）

6番 高橋邦武君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
農業委員会会長	高橋正尚君	農業委員会 事務局局長	佐々木龍悦君
教育長	栗林守君	教育推進監	青谷千里君
教育推進課長	佐々木寿人君	生涯学習課長	大澤修君
代表監査委員	高橋信雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

6番、高橋邦武君から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第7回美郷町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、14番、長谷川幸子君、15番、鈴木良勝君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月1日から9月14日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月14日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、深澤 均君、登壇願います。

(議会運営委員長 深澤 均君 登壇)

○議会運営委員長（深澤 均君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

8月25日招集告示されました令和5年第7回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され提案されている案件は、町長の提案に関わるものとして、議案書記載のとおり、令和5年度各会計の補正予算、条例の一部改正及び令和4年度各会計決算認定、健全化判断比率等の報告であります。

また、議会関係としては、発議を1件、委員長報告等を予定しております。

なお、令和4年度各会計決算認定に係る議案は、議長及び監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、休会中における審査とすることといたしました。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、本定例会の会期は、本日9月1日から9月14日までの14日間といたしました。

次に、今定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後、陳情を上程し、委員会付託とします。

続いて、報告第4号及び報告第5号、認定第1号から認定第6号までを上程し、説明を受けます。

続いて、議案第53号及び議案第54号、発議第7号までを上程し、説明、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

9月2日から5日までは、本会議を休会とします。

なお、一般質問の通告締切りは、9月4日午前11時とします。

また、令和4年度各会計決算総括質疑の通告締切りは、9月4日午後5時とします。

9月5日は、本会議を休会とし、常任委員会を開催する予定です。

9月6日は、午前10時より本会議を再開し、議案第55号から議案第61号までを上程し、説明を受けます。続いて、認定第1号から認定第6号までの総括質疑を行い、その後、決算特別委員会を設置し付託する予定です。また、決算特別委員会での質疑の通告締切りは、9月6日午後5時とします。

9月7日は、本会議を休会とし、常任委員会を開催する予定です。

9月8日は、本会議を休会とし、決算特別委員会を開催し決算審査を行う予定です。

9月9日及び10日は、本会議を休会とします。

9月11日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

9月12日、13日は、本会議を休会とします。

9月14日は、午前10時より本会議を再開し、議案第55号から議案第61号までの質疑、討論、表決を行います。その後、認定第1号から認定第6号までの決算の審査結果についての決算特別委員会委員長の報告、討論、表決を行います。続いて、陳情等の審査結果についての常任委員会の

委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和5年5月分・6月分・7月分）の結果報告がありました。

2として、町教育委員会教育長より令和4年度事務事業点検評価の報告がありました。

3として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

4として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（森元淑雄君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和5年第7回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、7月14日からの大雨に伴う災害対応等について報告いたします。

7月15日午前7時32分、本町に大雨警報が発表されたことを受け、美郷町災害警戒部を設置し、同日午前8時30分、北ふれあい館、中央ふれあい館、南ふれあい館の3か所に自主避難所を開設しました。

7月16日午前8時50分、本町に土砂災害警戒情報が発表されたことから、災害警戒部を美郷町災害対策本部へと切り替え、土砂災害の危険性の高い地区に避難指示を発令し、対象世帯に対し電話で避難を呼びかけました。同日午後3時20分に土砂災害警戒情報が解除されたことを受け、発令していた避難指示を解除しました。

7月18日、再度土砂災害の危険性が高まったことから、同日午後1時15分、六郷地区と仙南地区に、同日午後2時15分に千畑地区に、それぞれ高齢者等避難を発令しました。さらに、同日午後4時30分に本町に土砂災害警戒情報が発表されたことにより、土砂災害の危険性の高い地区に避難指示を発令し、対象世帯に対し電話で避難を呼びかけました。本指示については、同日午後6時40分に土砂災害警戒情報が解除されたことに伴い、高齢者等避難へと切り替えました。

7月19日正午、天候が回復したことを受け、自主避難所を中央ふれあい館の1か所のみとし、7月20日、今後の天気の見通しについて气象台に確認したところ、発表中の大雨警報が順次解除される見込みであることから、午後5時には高齢者等避難の解除と中央ふれあい館の自主避難所を閉鎖し、災害対策本部を解散しました。避難所には、開設していた6日間で延べ14世帯、19の方が避難されました。

この大雨による主な被害は、農地への冠水、土砂流入による被害が24か所、15.42ヘクタールとなっております。

また、今回の大雨により特に被害を受けた秋田市、男鹿市、五城目町より「災害時における秋田県および市町村相互の応援に関する協定」に基づく応援要請が県内自治体にあり、本町からも延べ18人の職員を秋田市に派遣しました。

次に、秋田県総合保健事業団による早朝総合健診における過誤について報告いたします。

本町の早朝総合健診は、秋田県総合保健事業団に業務委託し実施しておりますが、骨粗鬆症検診の結果判定について、「要精検」と判定するべきところを健診システムプログラムの設定不具合により「要指導」と誤って判定していたことが判明しました。事業団では令和4年度から現行シ年度を利用しており、確認したところ、美郷町では令和4年度分で4人、令和5年度分で7人の方の判定に誤りがありました。

昨年度に続いての過誤の発生は、町の健康福祉の取組に支障を来すものであり、事業団に対して、再発防止の徹底と内部管理体制の強化等について再度強く申入れをしたところです。

ご迷惑、ご心配をおかけしました皆様にご心からお詫び申し上げますとともに、健診事業の信頼向上のため委託業者への注意喚起を強化し、適正に事業を推進してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について報告いたします。

5月21日から8月1日まで、町内の公共施設にて、重症化リスクの高い65歳以上の方及び12歳以上の基礎疾患のある方などを対象に「令和5年春開始接種」に係る集団接種を行い、4,665の方が接種されました。

また、本町では、9月24日より「令和5年秋開始接種」に係る集団接種の実施を予定しており、引き続き医師会等の協力の下、国の指示に基づいて実施してまいります。

次に、価格高騰に伴う経済支援対策について報告いたします。

県が直接支給するひとり親世帯を除いた低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金支給事業」についてですが、8月末現在で、申請不要で支給できる子供141人分、家計急変により住民税非課税相当収入となった方4人分を支給しております。

原油価格高騰により光熱費が増加している介護保険施設及び障害者支援施設に対し、入所施設は1人当たり1万2,000円、通所施設は1人当たり6,000円を補助する「美郷町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金」についてですが、8月末現在、介護保険施設は、入所施設16事業所、通所施設6事業所の計22事業所に616万8,000円を、障害者支援施設は、入所施設4事業所、通所施設7事業所の計11事業所に132万円を交付しております。

エネルギー、食料品等の価格高騰に伴う経済的負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給する「エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金」についてですが、7月31日に申請期限を迎え、1,865世帯に5,595万円を支給し、給付率は97.39%となっております。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

1つ目は「快適さ向上」についてですが、6月21日に、水源涵養充実事業として七滝「水の森」植樹事業を実施しました。町内小学校の4年生と関係者等187人が「森林のはたらき」について学習し、ブナの苗木200本を植樹しました。

2つ目は「豊かさ実感」についてですが、7月25日から7月27日まで、ふるさと教育、キャリア教育の充実を図る取組として、「ミズモの郷キャリアスクール」を実施しました。町内42事業所からご協力をいただき、町内小学校の5、6年生児童235人が職場体験活動を行いました。

6月4日、秋田大学の協力の下、ウォーキング教室を開催し、町内から60人が参加しました。令和4年度に作成したウォーキングパンフレットの監修をしていただいた秋田大学大学院医学系研究科整形外科学講座、宮腰尚久教授を講師に迎え、体に負担をかけないウォーキング方法につ

いて実技を交えて学びました。

ヨネックス株式会社との連携事業として、7月8日に「小学生親子バドミントン教室」と「バドミントンクリニック」、8月5日に「ソフトテニス教室」をそれぞれ実施しました。「小学生親子バドミントン教室」には約90人、「バドミントンクリニック」には美郷中学校男女バドミントン部員37人、「ソフトテニス教室」には美郷中学校男女ソフトテニス部員28人が参加しました。

3つ目は「活力・にぎわい創出」についてですが、旧六郷わくわく園跡地の活用について、外部有識者によるアドバイザー会議を設置し、分譲用地開発に係る基本構想の策定に着手したほか、当該用地の近隣行政区の代表者をはじめとした関係者の方々にも現段階での考え方をお示しし、ご意見をいただいております。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、総務課関係ですが、今年度の職員採用試験は、一般行政職Aをはじめ全4区分で募集を行いました。昨年度同様、第1次試験を全国のテストセンターで受験できる方式で実施した結果、56人が受験し、9人を任用候補者名簿に登録しました。

次に、企画財政課関係ですが、町や一般社団法人移住交流推進機構のホームページにおいて、8月30日から、地域おこし協力隊の募集を開始しました。募集人数は2人で、アウトドア観光や移住促進に関する業務等を活動内容とし、任用は令和6年4月を予定しております。今後は、10月や2月に予定されている県主催の都内でのイベントへの参加等を通じ、任用に向けて取り組んでまいります。

次に、住民生活課関係ですが、プラスチックごみを資源として分別回収する「循環実証実験」を大仙市、大曲仙北広域市町村圏組合と連携して実施いたします。期間は令和5年10月から11月までの2か月で、回収するプラスチックに関する説明書と専用回収袋を9月中旬に全戸配布いたします。なお、本事業は令和6年度に環境省に対し事業認定申請するための組成調査を兼ねており、令和7年度の本格実施を想定するものです。

また、消防団関係ですが、8月19日に開催された「第60回秋田県消防操法大会・小型ポンプ操法の部」において、町消防団第2分団が2年ぶりに優勝いたしました。

次に、福祉保健課関係ですが、子ども子育て支援拠点施設新築工事に係る基本設計業務について、創造性や技術性、安全性等にすぐれた設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしました。7月31日に町ホームページ等にて募集情報を公開したところ、期限内に16件の申込みがあり、いずれも参加資格を有していたため、10月に開催予定の企画提案審査会を経て、業者を選定することとしております。

また、妊娠から出産、子育てまで切れ目のないサービスを提供するため、子育て支援アプリを導入し、本日9月1日より運用を開始いたしました。スマートフォンやタブレット端末、パソコンに対応したサービスで、妊産婦の方やお子様の健康データの記録や管理、町からの情報配信、オンライン相談など、サポート機能が充実しておりますので、既存の母子手帳と併せてご利用ください。

5月19日から順次開催していた早朝総合健診の結果説明会が7月14日で終了しました。健診の受診状況は、それぞれ、特定健診は対象者3,322人のうち1,474人、大腸がん、胃がん及び肺がん検診は対象者1万3,369人のうち、大腸がん2,992人、胃がん1,912人、肺がん3,170人、乳がん検診は対象者3,678人のうち787人、子宮がん検診は対象者4,885人のうち635人が受診しております。今後は、医療機関での受診を勧奨していくほか、2日間の追加健診の機会を設け、受診機会の拡充と利便性の向上に努めてまいります。

次に、商工観光交流課関係ですが、6月10日から7月2日まで、美郷町ラベンダーまつりを開催しました。今年度は4年ぶりに通常どおりの形での開催となり、開催期間中は飲食ブースの設置や各種物販、ご当地キャラによるイベント、フリーマーケットの開催、自衛隊車両の展示など、様々な催しを行いました。その結果、これまでで最多となる10万5,700の方にご来園いただきました。

また、期間中は乗り合いタクシー「ミズモシャトル」の運行による二次交通に関する実証実験を行いました。運行した6月10日から8月12日の期間で50の方にご利用いただき、乗合率はおよそ1.4という実験結果となりました。今後、本格運用に向けて協議を県や関係事業者と進めてまいります。

そのほか、ラベンダーに関してですが、本町オリジナル品種の美郷雪華から抽出したエキスを使用したハンドクリームが8月下旬に大手製薬メーカーより全国発売となり、ドラッグストア等の店頭に並び始めております。また、美郷雪華と紫のラベンダー「サキガケ」から抽出したオイルの販売も現在準備を進めております。抽出量の関係から販売数量が限られますが、5ミリリットル瓶で計25本ほどを道の駅美郷にて10月1日から販売する予定で、販売方法等詳細が決まり次第、町ホームページ等でお知らせいたします。

7月21日から23日まで、連携協力協定を締結している北海道中富良野町へ、町内事業者と町職員合わせて8人が訪問し、町営ラベンダー園にて交流物産展を行いました。今後もラベンダーを基軸としながら、相互の地域資源を活用した双方向での交流を進めてまいります。

7月22日から8月6日まで、道の駅美郷において第6回モンベルフォトコンテスト受賞作品写

真展が開催されました。この写真展は、全国10か所のモンベルストアでのみ開催される貴重な巡回展で、期間中は応募総数1,140点の作品の中から選ばれた受賞作品21点が展示されました。

次に、農政課関係ですが、8月31日現在、鳥獣被害対策実施隊により、熊23頭、イノシシ1頭、鹿3頭を捕獲しております。現時点での熊の捕獲数はこれまでで最も多く、引き続き捕獲用おりやくくりわなを設置するとともに、防災無線や町ホームページ等で注意喚起を図ってまいります。

次に、建設課関係ですが、6月から8月末までの主な工事発注状況については、道路改良工事2件、舗装補修工事2件、橋梁補修工事2件、塗装工事1件、管工事1件、業務委託として測量調査設計業務8件を発注し、発注率は75.0%となっております。

また、上下水道関係では、千畑中央暁地区配水管布設替工事等9件、六郷地区下水道真空ポンプ場機器更新工事等4件を発注しており、発注率は91.8%となっております。

次に、教育推進課関係ですが、8月16日から8月20日まで、タイ王国ノンタブリー県第一初等教育局との教育交流協定に基づく、アニュラチャプラシットスクールへの3回目の訪問交流を実施しました。美郷中学校の生徒12人が授業への参加やホームステイ等を通じて、文化の違いを肌で感じる機会となりました。

千畑小学校と東京都港区立御田小学校との47回目となる交流が行われ、7月29日に千畑小学校の児童12人が東京で、8月4日に御田小学校の児童24人が本町で、それぞれ2泊3日の交流活動を行いました。また、8月29日から8月30日まで、仙南小学校と東京都文京区立千駄木小学校との交流として、4回目となる仙南小学校への訪問が行われ、千駄木小学校の児童16人と仙南小学校の児童との交流が行われました。なお、仙南小学校の児童は来年1月に千駄木小学校を訪問する予定です。

次に、生涯学習課関係ですが、6月24日、7月9日に美郷町公民館を主会場、北ふれあい館、中央ふれあい館をリモート会場として「美郷カレッジ」を開催しました。令和5年度の共通テーマを「継（けい・つぐ）」とし、6月24日にはフレグランスデザイナー中田邦子氏、7月9日は映画監督マーティ・グロス氏を講師に迎え、延べ114人が受講しました。なお、7月22日に予定していた東北大学大学院農業研究科長・学部長、北澤春樹氏の講演は、12月16日に延期開催することにしております。

また、7月28日から29日まで、JAL連携「わくわくスクールJAL工場見学」を開催し、小学生親20人が参加しました。初日にはJAL整備場、2日目は大田区南六郷の創業支援施設「ROKUGO BASE」を見学しました。

8月10日、宇宙教育に携わっておられる俣野綾子氏を講師に迎え、コズミックカレッジを開催

しました。小学生親子25人が参加し、美郷町公民館にて宇宙及びJAXAに関する座学のほか、ペットボトルロケット製作をし、仙南小学校グラウンドで発射実験を行いました。

8月15日、美郷町公民館にて「美郷町二十歳の集い」を開催しました。対象者172人のうち114人が出席し、記念式典、マジシャン ブラボー中谷氏による記念講演のほか、記念映像の放映を行い、二十歳の節目を祝いました。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第4号 健全化判断比率の報告について及び報告第5号 資金不足比率の報告についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、ご報告するものです。

認定第1号から認定第6号ですが、令和4年度の各会計決算認定について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものです。

議案第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、橘 正幸氏を新たに人権擁護委員として推薦したく、お諮りするものです。

議案第54号 工事請負契約の一部変更についてですが、令和5年3月30日に契約し、令和5年8月3日に第1回変更契約を行った流域育成林整備事業七滝山線森林管理道整備工事請負契約について、第2回工事請負変更契約を締結したく、お諮りするものです。

議案第55号 美郷町税条例の一部改正についてですが、個人の町民税における寄附金税額控除の対象となっている特定非営利活動法人の解散に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第56号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第6号についてですが、前年度繰越金の確定や地方債の借入額の変更等による歳入の増額、川口道北1号線ほか25路線の舗装補修工事の追加、省エネルギー設備導入促進支援事業補助金の追加、町債繰上償還元金の追加等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第57号 令和5年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてですが、前年度繰越金の確定等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第58号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号についてですが、前年度繰越金の確定に伴う歳入予算の補正についてお諮りするものです。

議案第59号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてですが、前年度繰越金の確定等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第60号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてですが、前年度繰越金の確定に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第61号 令和5年度美郷町水道事業会計補正予算第2号についてですが、施設修繕費の増額等に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎陳情第23号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第5、陳情第23号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第23号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第24号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第6、陳情第24号 「大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書」の採択等の陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第24号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第25号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第7、陳情第25号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のた

めに、学級編成標準と基礎定数の改善による正規教員増を国に要請することについてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第25号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第8、報告第4号 健全化判断比率の報告についてを上程いたします。内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 報告第4号についてご説明します。

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や財政の必要性を判断する令和4年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の審査に付した上で議会に報告するものです。

このことについて、8月18日に監査委員より審査をしていただき、その意見書の写しを議案資料集の1、2ページに添付してございますので、併せてご覧ください。

1つ目の実質赤字比率ですが、一般会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率となります。

2つ目の連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率となり、共に黒字決算のため表示はございません。

3つ目の実質公債費比率ですが、町債の繰上償還を除いた元利償還金に公営企業会計への繰出金、一部事務組合への負担金及び債務負担行為に基づく支出などのうち、公債費に相当する純元利償還金を加えた総額の標準財政規模に対する比率で、過去3年間の平均値となります。令和4年度はマイナス1.5%となり、繰上償還を除く元利償還金の額よりも交付税算入される繰上償還を含む元利償還金の額のほうが多かったことが要因と見込まれます。

4つ目の将来負担比率ですが、一般会計において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となります。当町では、将来負担額よ

りも将来負担に充当可能な財源の額が上回っているためマイナス比率となり、表示はございません。

なお、これらの4つの比率の判断基準として早期健全化基準が定められておりますが、当町は全て基準以下であり、健全段階であります。

報告第4号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで報告第4号の説明が終わりました。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第9、報告第5号 資金不足比率の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 報告第5号についてご説明します。

令和4年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率について、監査委員の審査に付した上で議会に報告するものです。

このことについて、8月18日に監査委員より審査をしていただき、その意見書の写しを議案資料集の3、4ページに添付しておりますので、併せてご覧ください。

資金不足比率ですが、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

当町では、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計共に黒字決算のため、表示はございません。

なお、公営企業会計ごとに資金不足比率の判断基準として経営健全化基準が定められておりますが、当町は全て基準以下であり、健全段階であります。

報告第5号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで報告第5号の説明が終わりました。

◎認定第1号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第10、認定第1号 令和4年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

税務課長から順次説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） それでは、歳入歳出決算書12、13ページをお願いいたします。

1 款町税ですが、収入済額は14億9,477万3,942円で、令和3年度と比較して3,803万3,392円、率にして2.61%増加しております。収納率は、令和3年度を0.38ポイント上回り、95.53%となっております。不納欠損額は個人136人、法人10社の合計146件、966万9,275円で、令和3年度と比較して549万3,386円増加しております。不納欠損理由でございますが、納税者本人の死亡による時効完成によるものが多くなっております。収入未済額は6,026万4,710円で、令和3年度と比較して985万4,983円減少しております。

次に、税目別にご説明いたします。

1 項町民税の調定額は6億3,703万1,370円で、令和3年度と比較して784万8,229円、率にして1.25%増加しております。増加の要因ですが、製造業や運輸通信業の申告額増により法人の現年課税分が654万2,300円増加したことが主なものとなります。収入済額及び収納率は6億2,293万2,222円、97.79%で、令和3年度と比較して1,013万2,047円、0.39ポイント増加しております。

なお、備考欄に記載がありますとおり、収入済額には年金保険者側の処理完了日の関係で出納整理期間中に還付できなかった亡くなられた方の年金からの特別徴収分2件、1万8,608円が含まれておりますが、これにつきましては令和5年度歳出予算により既に還付しております。

次に、2 項固定資産税の調定額は7億2,563万914円で、令和3年度と比較して1,852万1,849円、率にして2.62%増加しております。増加の要因ですが、土地については宅地価格の下落傾向が継続しているものの、償却資産の申告額がここ数年伸びていることなどによるものです。収入済額及び収納率は6億7,281万6,062円、92.72%で、令和3年度と比較して1,983万9,811円、0.38ポイント増加しております。

3 項軽自動車税の調定額は8,704万7,302円で、令和3年度と比較して334万5,102円、率にして4%増加しております。増加の要因ですが、環境性能割の軽減措置が令和3年12月をもって終了したことにより、250万円増加したことが主なものです。収入済額及び収納率は8,402万7,317円、96.53%で、令和3年度と比較して410万4,919円、1.05ポイント増加しております。

4 項町たばこ税の収入済額は1億1,432万5,891円で、令和3年度と比較して385万6,715円増加しております。これは全国的に喫煙人口は減少傾向にありますが、令和3年10月1日の税率の引上げと令和4年10月1日の加熱式たばこの換算方法の見直しの影響によるものと考えております。

14、15ページをお願いします。

5 項入湯税の収入済額は67万2,450円で、令和3年度と比較して9万9,000円増加しております。利用人数は回復傾向にありますが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により、流行前

との比較では、約半額程度の金額となっております。

以上で1款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（武田浩之君）　続きまして、2款地方譲与税から18、19ページ中段の11款交通安全対策特別交付金まで一括してご説明します。

各譲与税交付金は、予算額と同額の調定額及び収入済額となっております。令和3年度と比較して大きな増減はありませんが、16、17ページ中段の6款法人事業税交付金が約730万円の増、18、19ページ中段、10款地方交付税が約530万円の増となっております。

2款から11款までの収入済額の合計は約69億7,100万円で、令和3年度と比較して約900万円、0.1%の増となっております。

交付税は、国の補正予算に伴う普通交付税ですが、国の補正予算に伴う追加交付等があり、約230万円の増、特別交付税は約300万円の増となっております。

続きまして、次の12款以降は、予算額と比較して調定額や収入額の差が大きい科目、または収入未済額のある科目を中心に款ごとにご説明します。

20、21ページをお願いします。

13款使用料及び手数料ですが、1項2目3節放課後児童健全育成事業利用料の収入未済額2万1,000円は、現年度分1人分となります。

22、23ページをお願いします。

上段の5目1節住宅使用料の収入未済額161万800円の内訳ですが、現年度分が7万8,000円、過年度分が153万2,800円で3人分です。

24、25ページをお願いします。

14款国庫支出金ですが、下段の2項1目1節総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、次のページに移っていただきまして、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費事務費補助金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費事務費補助金は、新型コロナウイルス対応やエネルギー価格・物価高騰支援事業に係る補助金となります。

また、3行目の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金は、豪雪地帯における除排雪体制の整備等に係る交付金です。

なお、予算額と調定、収入額との差は、肥料価格高騰支援事業の繰越明許分に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

中段の2目2節児童福祉費補助金の令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金は、子育て世帯への給付金の支給に係る補助金となります。

下段の3目2節保健衛生費補助金の出産子育て応援交付金は、出産子育てに係る経済的支援を目的とした給付金の支給に係る交付金となります。

28、29ページをお願いします。

上段の4目1節道路新設改良費補助金ですが、予算額と調定、収入額との差は、幹線道路・歩道整備事業及び道路メンテナンス事業の繰越明許分に対する社会資本整備総合交付金と、道路メンテナンス事業費補助金となります。

32、33ページをお願いします。

15款県支出金ですが、2項2目1節障害者福祉費補助金の障害者支援施設等物価高騰対策支援事業費補助金、2節の高齢者福祉補助金の介護保険施設等物価高騰対策支援事業費補助金ですが、燃料価格高騰に伴う障害者支援施設、介護保険施設の支援事業に係る補助金となります。

6節社会福祉費補助金のエネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業費補助金ですが、低所得世帯への給付金の支給に係る補助金となります。

36、37ページをお願いします。

上段にあります4目2節農業振興費補助金の園芸用燃油高騰緊急支援事業費補助金及び園芸肥料低減技術導入支援事業費補助金ですが、燃料価格や肥料価格高騰に伴う農家等への支援事業に係る補助金となります。

4節林業費補助金ですが、予算額と調定、収入額との差は、林業整備事業の繰越明許分に対する県補助金となります。

42、43ページをお願いします。

16款財産収入ですが、2項1目1節不動産売払収入の土地売払収入は4件分、立木売払収入は仏沢地区町有林の搬出間伐等に係る売払い収入となります。

2目1節の物品売払収入ですが、除雪グレーダ1台、ロータリー除雪車1台、公用車1台、消防用小型ポンプ2台の売払い収入となります。

3目1節生産物売払収入ですが、ラベンダーの摘み取りや刈取り等の売払い収入となります。

次に、17款の寄付金ですが、1項1目1節一般寄付金は、団体からの寄付金1件分です。また、ラベンダー育成協力金は、ラベンダーまつり期間中の来場者からの協力金となります。

2目1節ふるさと美郷応援寄付金は、1,203件分で令和3年度と比較して約1,600万円の増となっております。その下の寄付金は、企業からの寄付1件分でございます。また、地方創生応援寄付金は3件分となっております。

44、45ページをお願いします。

18款繰入金ですが、1項1目1節公共施設整備基金繰入金は、年度中の財政状況を踏まえ、全額減額しております。

2目1節ふるさと美郷子ども育成基金は、児童生徒の教育の充実に関する事業の財源として繰入れしております。

3目1節薬用植物栽培推進基金繰入金は、薬用植物栽培推進事業の財源として繰入れしております。

4目1節佐々木毅鴻鵠の志育成基金繰入金は、子供の感性・創造力育成事業の財源として繰入れしております。

5目1節森林環境保全基金繰入金は、森林等防除対策事業の財源として繰入れしたものです。

19款繰越金は、令和3年度からの繰越金です。

46、47ページをお願いします。

20款諸収入ですが、中段の3項1目1節奨学資金貸付元利収入の収入未済額の304万7,200円の内訳ですが、現年度分が49万円、過年度分が255万7,200円で13人分となります。

その下の2目1節高齢者住宅整備資金貸付金元利収入の収入未済額9万605円ですが、過年度分1人分となります。

48、49ページをお願いします。

下段の5項2目1節給食費の収納未済額79万9,685円の内訳ですが、学校給食費の現年度分が46万4,630円、過年度分が33万5,055円で31人分です。

3目過年度収入のうち、国庫支出金は、児童手当等交付金及び子どものための教育・保育給付交付金の精算分、県支出金は、子どものための教育・保育給付県負担金の精算分となります。

50、51ページをお願いします。

4目1節雑入ですが、各項目のうち500万円以上の収入があったものをご説明します。

まず、12行目の搬出間伐事業補助金ですが、仏沢地区町有林の搬出間伐等に係る補助金です。

その2行下の派遣職員人件費納入金は、秋田県町村電算システム共同事業組合への派遣職員に係る納入金になります。

その5行下の秋田県市町村振興協会助成金は、上段にあります交付金も含めまして宝くじ収益金に係る助成金となります。

その5行下の後期高齢者医療制度特別対策補助金は、保健事業等に係る後期高齢者医療広域連合からの補助金です。

その下の介護予防サービス計画作成費収入ですが、介護予防サービス計画作成に係る国民健康

保険団体連合会からの収入になります。

その3行下の後期高齢者健診事業補助金は、健診事業に係る後期高齢者医療広域連合からの補助金となります。

52、53ページをお願いします。

5行目にあります後期高齢者医療療養給付費負担金精算金は、令和3年度の療養給付費負担金の精算金となります。

その6行下の地域振興券の販売収入ですが、1セット5,000円、7,899件の売払い収入になります。

次に、21款町債についてご説明します。

1目総務債から8目商工債までの収入済額の合計が12億5,830万円で、地方債別の内訳としまして、過疎対策事業債が5億3,340万円で全体の約42%、合併特例債が3億4,220万円で27%、緊急自然災害防止対策事業債が3億2,090万円で26%となり、この3つで全体の95%を占めることになります。

なお、予算額と調定、収入額の差ですが、圃場整備支援事業、道路維持補修事業、除排雪機械整備事業など9事業の繰越明許費に対する過疎対策事業債、合併特例債及び緊急自然災害防止対策事業債となります。

56、57ページ下段の収入合計額ですが、予算現計額が137億3,951万6,000円に対し、調定額が133億5,527万8,287円、収入済額が132億7,977万5,012円、不納欠損額が966万9,275円、収入未済額が6,583万4,000円となります。

歳入の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中でありますが、ここで10分間休憩します。

（午前10時55分）

（午前11時05分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○総務課長（高橋 稔君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

58、59ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費ですが、議会活動、議会運営に関する経費と議員及び議会事務局職員の人件費が主なものです。

次に、2目議会広報費ですが、みさと議会だより及びみさと議会だよりお知らせ版の発行経費です。

1款議会費の説明は以上です。

続きまして、60、61ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、64、65ページ中段までです。総務課職員の人件費、全職員の厚生関係経費、文書管理、庁舎管理をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員能力向上事業、非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業などに要した経費を支出しております。

職員能力向上事業については、自治研修所での必須研修や指定研修への参加に加え、コミュニケーション質向上セミナーなど町単独研修を実施し、延べ120名の職員が各研修を受講しております。

工事関連では、14節、63ページ下段からになりますが、庁舎管理費では、施設改修工事として渡り廊下シーリング改修工事、施設設備改修工事として消防設備非常用発電機更新工事、第2受変電設備改修工事、64ページのトイレ手洗い水栓自動化工事などを実施しました。また、公共施設等最適化推進事業では、旧カントリーパークの展望台、野外ステージ、炊事棟、トイレ等の解体工事を実施いたしました。

この節の繰越明許費657万円は、庁舎第2受変電設備改修工事について、半導体不足により資材調達に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越したもので、額は契約額から前払金300万円を差し引いた分です。

65ページ、18節の最後ですが、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業として、非課税世帯等1,745世帯に5万円を給付しました。また、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業により、令和3年度予算分と合わせて277世帯に10万円を給付いたしました。

1目一般管理費の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、2目行政推進費ですが、67ページの中段まででございます。

本目ですが、行政区に対する支援、コミュニティセンター管理費、男女共同参画社会の推進及び地域公共交通活性化対策に要した費用が主なものです。

下段の12節の委託料の2行目、住民活動センター管理委託料ですが、NPO法人みさぼーとに対する指定管理委託料、4行目の設計監理委託料は金沢コミュニティセンター屋根外壁等改修工

事に係る設計委託料、9行目の広報等配布委託料は行政協力員への委託料となります。

66、67ページをお願いします。

14節の工事請負費ですが、金沢西根コミュニティセンター屋根外壁等改修工事、本館コミュニティセンター照明暖房設備改修工事、被雷により故障した六郷東根コミュニティセンター火災受変電交換工事及び住民活動センターの手洗い水栓自動化工事などを実施しております。

17節の備品購入費ですが、公用車として電気自動車及びハイブリッド自動車を各1台購入したものです。

18節負担金補助及び交付金の3行目ですが、美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金は、乗り合いタクシー運行事業に係る負担金となります。令和4年度末の乗り合いタクシーの利用登録者は912人、利用者は延べ6,349人、運行便数は延べ5,043便となっております。

その下のテレビ共同受信施設改修補助金は、千屋テレビ共同受信施設組合に対する補助金となります。

その下の活力ある地域づくり事業費補助金は、行政区やボランティア団体等が実施する行事、イベント等に対する補助金で10件分、1つ飛びまして地域活動拠点整備事業費補助金は、地域の会館等の改修整備に対する補助金で6件分の実績となっております。

1つ戻りまして、生活バス路線等維持費補助金ですが、路線バス運行維持のため3路線分をバス事業者に補助しております。

あきた結婚支援センター入会登録料助成金ですが、10件分、結婚新生活支援助成金は2件分の交付実績となっております。

また、行政区活動の円滑な実施を推進するため、行政区活動支援交付金を交付しております。

本目の不用額の主なものですが、12節の委託料のコミュニティセンター及び駅駐輪場の除雪作業の実績や、18節の負担金補助及び交付金の結婚新生活支援助成金及び地域活動拠点整備事業費補助金の実績によるものです。

2目の説明は以上でございます。

○総務課長（高橋 穰君） 次に、3目文書広報費ですが、広報美郷及び広報美郷お知らせ版の発行経費のほか、町ホームページの管理費などが主なものです。

3目文書広報費の説明は以上です。

次に、ページ下段から68、69ページ上段まで、4目会計管理費ですが、出納室職員の人件費のほか、会計全般の出納事務に要した経費です。

4目会計管理費の説明は以上です。

続きまして、5目財産管理費でございますが、普通財産の管理、町有林の保育管理、行政センターの管理、公用車及び町バスの維持管理並びに松・杉並木の管理などに要した経費が主なものです。

町有林保育事業では12節の一番下、町有林保育事業委託料にて仏沢地区町有林搬出間伐を行っております。

また、14節施設設備改修工事として、被雷により故障した旧六郷東根小学校の火災受信機交換工事及び旧中央行政センターの気中開閉器・高圧ケーブル交換工事を実施いたしました。

5目財産管理費の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 68ページ下段から71ページにかけて記載をしております6目企画費ですが、協定企業交流推進事業、美郷暮らし促進事業、ふるさと応援寄付事業に要した経費が主なものとなっております。

協定企業交流推進事業の主な実績といたしましては、日本航空株式会社と連携し、令和5年1月23日には空育として折り紙飛行機教室を開催し、認定こども園の5歳児80名が参加したほか、2月11日から翌12日にかけて行いましたJALウインターキャンプには、全国のJALグループから17名が参加し、冬のアクティビティー体験や除雪作業等を通じて冬季観光の魅力を実際に体験していただきました。

71ページをお願いいたします。

18節、下から4行目、美郷暮らし促進奨励金は36件の交付実績で、令和3年度と比較しますと件数で15件の減、金額で955万円の減となっております。

また、7節報償金、11節手数料につきましては、ほとんどがふるさと美郷応援寄付事業に要した経費となっております。

この目における主な不用額ですが、7節報償金で、いずれもふるさと納税返礼品に係る実績によるものとなっております。

18節の翌年度繰越額につきましては、空き家等利活用促進事業における分譲住宅建設事業につきまして、令和5年3月下旬に納品される予定となっておりますイタリアやドイツで生産される資材の納入に遅延が生じ5月の納品となりましたため、年度内の完成が困難になったことから事故繰越としております。なお、住宅は5月に完成をしております。

6目企画費の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 7目電子計算費ですが、庁舎電算システム及び情報通信基盤の維持管理に要した経費、秋田県町村電算システム共同事業組合に対する負担金が主なものです。

10節需用費の消耗品費は、主にプリンタートナー購入費、12節委託料は、セキュリティー強化やウイルス対策等のシステム保守料、光ファイバーケーブル保守料のほか、3行目の委託料の電算機器類設定委託料は、キャッシュレス決済端末導入委託料及びマイナンバー対応のファイアーウォール更新委託料となります。

72、73ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料は、コピー機のリース料、光ファイバーケーブル、イントラネットケーブルの電柱使用料などになります。

14節工事請負費ですが、電柱建て替え工事等に伴う光ファイバーケーブル支障移転工事やキャッシュレス決済端末用LAN工事などを実施しております。

17節備品購入費は、事務用パソコン、更新用のプリンターや共有ハードディスクなどを購入しております。

18節負担金補助及び交付金は、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金が主なものです。

7目電子計算費の説明は以上でございます。

○住民生活課長（木村英彰君）　続きまして、8目交通安全対策費ですが、交通事故防止対策に要した費用でございます。

7節報償費は、交通指導員16名分の年報酬及び出動手当でございます。

10節需用費の消耗品費は交通安全啓蒙看板購入費、燃料費は交通指導車3台分の燃料費、修繕料はカーブミラー46か所の修繕費用でございます。

14節の施設整備工事は、カーブミラーを新規に3基設置しました。

17節では、カーブミラーを18枚購入しております。

18節の上から2段目のチャイルドシート購入費補助金につきましては、35件の交付実績でございます。

続きまして、9目防犯対策費ですが、犯罪防止対策のために要した費用でございます。

7節報償費は防犯指導員6名分の報酬及び出動手当、10節需用費の光熱水費は町内2,857基の防犯灯電気料金、その下の修繕料は防犯灯49基の修繕に要した費用でございます。

14節の防犯灯設置工事では、防犯灯を新規に9基設置しております。

次の74、75ページをお願いします。

18節では、被害者支援団体や防犯協会等へ補助金を交付しております。

続きまして、10目諸費ですが、秋田県防衛協会会費並びに自衛隊家族会への補助金でございま

す。

続きまして、11節豪雪地域安全確保事業費ですが、除排雪作業中の死傷事故の防止を図るため、国の補助制度を活用し、地域安全克雪方針作成及び雪下ろし等支援事業を実施しました。玄関前などの除排雪等の軽度生活支援事業は延べ406人、雪下ろし等支援事業は6人が利用されました。また、自主防災組織などが地域の高齢者宅や集会施設などの除排雪を支援するため、貸出し用のハンドガイド式除雪機3台を購入し配備しております。

不用額につきましては、雪下ろし支援が降雪量の関係で申込みが少なかったこと及び除雪機械の適切な規格変更によるものです。

以上で1項の説明を終わります。

○**税務課長（小田長光仁君）** 続きまして、2項徴税費1目税務総務費ですが、職員の人件費のほか、税務一般に関わる事務経費が主なものでございます。

次の2目賦課徴収費ですが、町税の賦課徴収に係る経費が主なものでございます。

76、77ページ中段をお願いします。

22節償還金利子及び割引料の不用額でございますが、町民税、特に法人の町民税の確定申告に伴う還付金の発生に備え予算計上しておりましたが、実績の減により不用額となったものでございます。

以上で2項徴税費の説明を終わります。

○**住民生活課長（木村英彰君）** 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、戸籍及び住民基本台帳の整備、住民の移動や証明書の発行、人権啓発活動に要した費用でございます。

人口の推移ですが、令和4年度末の人口は1万8,066人で前年度と比較して368人の減、率にして2.0%の減、世帯数は6,611世帯で前年度と比べ14世帯の増でありました。

10節消耗品費は、「人権の花」運動による花の苗を町内3小学校に配付しております。印刷製本費は、戸籍や住民票などの偽造防止用紙費でございます。

次の78、79ページをお願いします。

12節の上から2段目、機器保守委託料では、住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務で、下段の個人番号カード申請促進業務委託料は、イオン大曲店に設置した個人番号カード申請サポート窓口の業務委託料でございます。

13節の事務機器利用料は、個人番号カードの出張申請で使用する端末のリース料でございます。

18節では、人権擁護委員協議会への負担金で、現在7名の委員から活動をいただいております。

次の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、令和5年3月より開始しました諸証明の

コンビニ交付のシステム構築費に関する負担金で、下段の地方公共団体情報システム機構負担金は、同機構が運営しているコンビニ交付に係るネットワークシステムの利用負担金です。利用状況ですが、172件で利用率は10.0%でありました。

以上で3項の説明を終わります。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、4項1目選挙管理委員会費ですが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を支出しております。

2目選挙啓発費ですが、明るい選挙推進協議会委員の会議・活動参加の報償を支出しております。

3目参議院議員選挙及び、80、81ページの4目秋田県議会議員一般選挙費ですが、各選挙に要した経費を支出しております。

4項選挙費の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、5項統計調査費ですが、1目統計調査総務費は統計功労者表彰受賞者への賞状額の購入代、2目基幹統計費は就業構造基本調査、住宅土地統計調査及び学校基本調査等に要した調査員報酬や事務費が主なものです。

5項統計調査費の説明は以上でございます。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、6項1目監査委員費ですが、監査委員に係る経費、監査等に係る事務経費を支出しております。例月現金出納検査、決算審査に加え、定期監査、行政監査及び公の施設の指定管理監査等を実施しております。

6項監査委員費の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 82、83ページをお願いいたします。

続きまして、3款民生費をご説明いたします。

1項1目社会福祉総務費は、生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等、社会福祉に関わる各種団体への補助が主なもので、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価の高騰による住民税非課税世帯への経済的負担軽減を図るため、県の補助金等を活用し1世帯当たり1万5,000円を支給し緊急支援を行っております。

1節の会計年度任用職員報酬は、介護福祉士資格を有する職員に係るもので、生活困窮者等への生活指導及び就労支援を行ったものであります。

11節の手数料は、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成事業の給付金振込に係るもので、1,814件分です。

18節では、非行や犯罪に陥った人たちの立ち直りを助けるための活動団体であります保護司会

への負担金等を計上しております。

84、85ページをお願いいたします。

19節扶助費は、原油価格等の高騰に伴う住民税非課税世帯への給付実績で1,814世帯へ助成いたしました。

22節返還金は、令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付額確定に伴うものでございます。

続きまして、2目障害者福祉費は、障害を持った方々が地域で自分らしく暮らすことができるように、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスなど障害者の支援に要した経費で、具体には障害程度区分認定審査に係る経費、事業所が提供した介護や訓練に係る給付費、相談支援や日常生活用具等の給付事業に係る経費等が主なものでございます。

このほか、令和4年度は、原油価格高騰により光熱費が増加している障害者支援施設に対し、18節中段の障害者支援施設等物価高騰対策支援事業補助金において、県の補助金等を活用し、入所・通所施設の定員数に応じて補助金を交付し、支援を行っております。

19節扶助費は、利用される方の身体または心の状況により給付費に影響が出てくるため、不用額が生じております。

86、87ページ上段をお願いいたします。

22節の返還金は、令和3年度障害者自立支援給付費国庫負担金、令和3年度障害者医療費国庫負担金、令和3年度障害児入所給付費等国庫負担金の交付額確定に伴うものでございます。

続きまして、3目高齢者福祉費ですが、広域で実施している介護保険事業の負担金、中央ふれあい館管理費、介護予防事業及び支援事業に要した経費が主なものでございます。

なお、14節工事請負費に予備費を流用しておりますが、これは老人福祉センター雁が音苑の冷暖房設備の故障により、新たな空調設備を設置する緊急工事のための経費でございます。

7節の賞賜金は、満88歳及び満100歳の方への長寿祝い金です。

12節中段のふれあい安心電話は、令和4年度末で80台設置されております。

88、89ページをお願いいたします。

14節の施設設備改修工事は、老人福祉センター雁が音苑空調設備工事や中央ふれあい館の土足化工事などを行っております。

19節扶助費の福祉サービス利用助成金は、温泉施設利用券を2,226人に5万3,424枚を交付し、うち2万4,903枚が利用され、利用率はおおよそ47%となっております。また、はり・きゅう・マッサージ等施設利用券を1,057人に1万2,684枚を交付し、うち1,709枚が利用され、利用率はおおよそ

14%となっております。

続きまして、4目医療給付費は、福祉医療制度に係る経費、後期高齢者医療療養給付費負担金、国民健康保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金が主なもので、ページ下段の19節扶助費の福祉医療費扶助は、令和3年度と比べ約270万円減少しております。なお、扶助費に関しましては、給付が当初の予測を下回ったため不用額が生じております。

27節繰出金は、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計へのもので、職員給与費等の実績に伴い不用額が生じております。

続きまして、2項1目児童福祉総務費ですが、90、91ページをお願いいたします。児童の健全な育成を目指した事業に要した経費が主なもので、1節の報酬は、要保護児童対策地域協議会委員による個別ケース会議等に係るものです。

7節賞賜金は、70人分の出生祝金を支出したものです。

12節子どもの遊び場づくり事業委託料は、子供の健全育成と保護者の負担軽減を図るため土曜日の遊び場の提供を行ったもので、毎月第4土曜日、住民活動センターでのおやこふらっと広場の開催について、NPO法人みさぽーとへ委託したものでございます。

2目ひとり親家庭福祉費は、独り親家庭の支援に係るもので、小学校及び中学校を卒業される児童45人に記念品として図書カードの贈呈に要したものでございます。

2目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目児童福祉施設費ですが、認定こども園並びに児童遊園地の管理運営に要した経費が主なものです。

令和4年度末のこども園の園児数ですが、481人で令和3年度と比べて43人減少しております。

92、93ページをお願いします。

12節中段の設計監理委託料ですが、千畑なかよし園の空調設備改修に伴う実施設計並びに設計及び工事監理に係る業務、後段の保育業務委託料については、本町の園児が町外の認定こども園等に入所する際の委託料で、21人の利用となっております。

14節工事請負費ですが、千畑なかよし園の空調設備の改修や保育園等の暖房機器の交換、六郷わくわく園の空調水蓄熱ユニットの蓄熱槽の部品及び槽内センサーの交換、仙南すこやか園の幼稚園棟の床暖房設備の改修のほか、こども園や児童公園の遊具の改修や更新などを行っております。

17節備品購入費ですが、屋内遊具や簡易テーブル、ワイヤレスマイクなどの保育用品や施設用備品のほか、給食用備品として千畑なかよし園の牛乳用保冷庫、仙南すこやか園の食器洗浄機や

厨房シンクなどを整備しております。

また、不用額についてですが、12節下段の給食業務委託料の精算に伴う戻入が主なものです。

4目子育て支援費ですが、放課後児童クラブの管理運営並びに地域子育て支援拠点事業に要した経費が主なものです。

放課後児童クラブの登録数ですが、347人で令和3年度と比べて58人増の登録でありました。また、各こども園の子育て支援拠点事業ですが、未就学児を対象とした育児相談や食育講座などを行い、延べ323組、373人が利用しております。一時保育については、延べ180人から利用されております。

94、95ページをお願いします。

14節工事請負費ですが、仙南っ子児童クラブの和室の畳取替え工事を実施しております。

17節備品購入費ですが、六郷わくわく児童クラブのカラーレーザープリンター並びに仙南っ子児童クラブの加湿空気清浄機を整備しております。

18節病児・病後児保育利用料助成金ですが、病気の子供を一時的に預かる保育施設を利用した際に利用料の半額を助成するもので、4人に交付しております。

19節健やか子育て支援事業助成ですが、広域入所児童の保育料及び給食費を助成するもので、16人に交付しております。また、子育てファミリー支援事業助成については、第3子以降の一時保育や任意の予防接種、知育玩具などの一部を助成するもので、49世帯に交付しております。

22節令和3年度子ども・子育て支援交付金返還金ですが、放課後児童クラブの管理運営に係る事業費確定に伴う国庫返還金です。

4目子育て支援費の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、5目児童措置費は、児童手当支給に係る経費が主なものでありますが、令和4年度はそれに加え、19節扶助費の96、97ページ上段にあります令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい低所得の子育て世帯に対し、子供1人当たり5万円を国の補助金を基に支給し、生活支援を行っております。

22節の返還金は、令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等の交付額確定に伴うものでございます。

2項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3項1目の災害対策費ですが、災害に遭われた方への見舞金として、5月23日発生した六郷字本道町での火災で建物全焼した3名の方及び12月24日未明に発生した落雷による建物火災、半焼した1名の方に見舞金を支払っております。

これで3款の説明を終わります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、4款衛生費でございます。

1項1目保健衛生総務費ですが、保健センターの管理費のほか、食生活改善、心の健康づくりなど、セルフケア推進事業及び健康対策に係る各種団体への補助等に要した経費が主なものでございます。このほか、令和4年度から国において出産・子育て応援事業が開始され、妊娠及び出産後の面接を経て応援金を支給しております。

98、99ページをお願いいたします。

18節補助金の中段、出産応援金は5万円を104人へ、下段の子育て応援金は出生児1人当たり5万円を62人分支給しております。

続きまして、2目予防費は、予防接種、各種がん検診、乳幼児健診、妊婦健診等のほか、新型コロナウイルスワクチン接種業務に要した費用でございます。

3節の時間外勤務手当及び管理職特別勤務手当は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種等に従事した職員への支給も含んでございます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

7節の報償金は、新型コロナウイルスワクチン接種での医師等への謝金が主なものでございます。

12節下段のワクチン接種事務事業委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に係るもので、会場設営やコールセンターでの受付業務等に要したものでございます。

17節の機械器具費は、小児用屈折スクリーニング機器1台分の購入費でございます。

22節の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金は、令和3年度の交付額の確定に伴うものでございます。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3目環境衛生費ですが、不法投棄の防止、墓地の管理、水環境の啓蒙としてハリザッコの生態調査、斎場に関する負担金など、環境施策に要した費用でございます。

次のページ、102、103ページをお願いします。

7節報償費は、不法投棄監視員7名によるパトロールに対する報奨金です。

10節需用費の消耗品費は、不法投棄警告看板の購入費や道路清掃時のごみや土砂の回収用袋の購入費でございます。

11節の手数料は、不法投棄を監視員が発見し、これらを処分した費用です。

12節の施設管理委託料は、六郷、仙南の処分場の草刈り管理費です。町営墓地管理は、7か所ある町営墓地の草刈り等管理費です。環境水質調査分析業務では、丸子川など7か所の水質を調査しまして、いずれも良好な状況であると報告を受けております。ハリザッコ生育調査は、前回、平成25年に引き続き調査を実施したもので、ハリザッコが生息する清水は23か所、清水の数は114か所確認されました。

18節の大曲仙北広域市町村圏組合斎場費負担金では、大仙市、仙北市、美郷町の利用人数により案分し負担するもので、新南部斎場建設費並びに管理運営に関する負担金を支出しております。斎場使用料は、利用件数388件分を組合に支出しております。

続きまして、2項清掃費です。

1目清掃費1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員報酬で、委員8名分で3回開催しております。

10節需用費は、ごみ集積所の維持に関する費用です。

11節の手数料は、ごみ袋販売手数料で、町内販売店での販売額の10%相当額です。

12節委託料のごみ収集業務委託料は、各行政区のごみ集積所及びリサイクルステーションからのごみ収集運搬処理に係る委託料でございます。令和4年度の処理状況ですが、燃やせるごみ5,687トン、燃やせないごみ344トン、資源ごみ546トン、計6,577トンとなっており、前年度と比べ3.2%の減となっております。1人当たりで換算しますと364キロとなり、前年度より5キロ減となっております。下から2行目、有料ごみ袋製作費では、燃えるごみ袋など98万枚を作成しております。

18節の上から2段目、大曲仙北広域市町村圏組合廃棄物処理費負担金では、ごみ処理及びし尿処理に係る負担金と令和7年度供用開始予定の新中央し尿処理センター施設整備事業に係る負担金を支出しております。次のごみ集積施設設置補助金ですが、7行政区10基分を補助しております。

以上で2項の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和君） 続きまして、3項1目水道費ですが、104、105ページをお願いします。

18節は本堂城回簡易水道組合の水質検査に対する補助金、27節は水道事業会計への繰出金です。

4款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 5款1項1目労働諸費ですが、シルバー人材センターへの支援、地域人材スキルアップ支援事業や町技能功労者表彰事業に要した経費が主なものとなっております。

主な実績でございますが、18節の下から3行目、職業訓練等支援事業補助金の交付実績は48件となっております。また、町技能功労者表彰につきましては、町技能功労者として5名を表彰し、105ページに記載の7節報償費の内訳はその記念品代となっております。表彰者の数は、令和3年度と比較しまして1名の減となっております。

続きまして、2目雇用対策費ですが、企業人材獲得支援事業、雇用促進支援事業に要した経費が主なものとなっております。

18節の企業人材獲得支援事業補助金につきましては、美郷町インターンシップ協議会が行いました5社による複数企業型インターンシップ事業について助成をしたものでございます。この事業には県内外の学生6名が参加しました。令和3年度と比較しますと5名の減となっておりますが、コロナ禍の中にあっても警戒感が和らいできた、そのような時期でございましたので、地元志向が弱まってきたということが影響したものと考えております。また、次の雇用促進支援金につきましては、8社10人の新規雇用に対する交付実績となりました。

この目の不用額の主なものは、18節雇用促進支援金によるもので、主な理由は、新卒者に係る申請が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

以上で5款の説明を終わります。

○**農業委員会事務局長（佐々木龍悦君）** 続きまして、6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員の報酬、事務局職員の人件費、農地の権利移動や貸借に関する事務、農業者年金に関する事務などに要した経費が主なものでございます。

106ページ、107ページをお願いします。

令和4年度は、中段の13節使用料及び賃借料及び17節備品購入費におきまして、国の補助事業により導入したタブレット端末2台分のシステム使用料と、その端末の購入費用をそれぞれ支出してございます。

1目農業委員会費の説明は以上です。

○**農政課長（中田裕克君）** 続きまして、2目農業総務費ですが、農政課職員の人件費のほか、課管理の公用車1台分の経費が主なものでございます。

2目農業総務費の説明は以上でございます。

108、109ページをお願いいたします。

3目農業振興費ですが、農家への普及拡大の取組や生産力強化のための補助を行ったほか、各種支援策の補助が主なものでございます。

はじめに、1節鳥獣被害対策実施隊報酬は、隊員26名に対する年報酬でございます。

8節費用弁償は、熊のおり設置及び捕獲等に係る隊員の出勤に対するもので、延べ514人分でございます。なお、捕獲した有害鳥獣は熊2頭、イノシシ3頭、鹿5頭、カラス類9羽でございます。

12節委託料は、平場の森公園の施設管理や薬用植物の試験栽培業務でございます。

18節の主なものとしまして、中段の経営所得安定対策等推進事業補助金は、国補助金を町地域農業再生協議会へ交付し、経営所得安定対策の関連事業を展開してございます。

なお、令和4年度に農家へ直接支払われました水田活用の直接支払交付金等は、約6億1,200万円となっております。

下段の6次産業化支援対策ですが、6次産業化商品の生産、加工、販売に必要な機械導入や施設整備を支援する県、町の事業でございます。内訳ですが、6次産業化支援事業補助金が5件、6次産業化施設整備支援事業補助金が1件、6次産業化経営力強化事業補助金が1件の交付となっております。

なお、18節の繰越明許費ですが、肥料価格高騰対策支援事業補助金、低コスト技術等導入支援事業補助金、園芸省エネ支援事業補助金、農作物鳥獣被害防止対策事業補助金の4事業で、国の補正等により、年度内の事業完了が見込めないことから繰越ししたものでございます。

110、111ページをお願いいたします。

上から4段目の生産力強化支援事業補助金は、複合経営の推進と農業経営の安定化を図るために必要な機械等の導入を支援する国・県の事業でございます。内訳ですが、低コスト技術等導入支援事業補助金が8件、夢ある園芸産地創造事業補助金が14件、県産米品質向上事業補助金が3件、大豆生産拡大支援事業補助金が1件、その他機械導入支援事業補助金が2件の交付となっております。

次の作物転換総合支援事業補助金は、町の奨励作物の作付拡大及び新規作付に取り組む農業者を支援する町の事業で、17件の交付となっております。

下から3段目の産地パワーアップ土づくり事業補助金は、堆肥の実証的な活用による土作りの取組に対し支援する国の事業で、14件の交付となっております。

3目農業振興費の説明は以上でございます。

続きまして、4目担い手対策費ですが、担い手や新規就農者、法人育成の支援対策事業に要した経費が主なものでございます。

18節、上から4段目の営農継続支援事業費補助金は、今後も営農を維持、継続する意欲のある農業者に対し機械施設等の導入を支援する町の事業で、22件の交付となっております。

新規就農者支援対策ですが、県の農業試験場及び大仙市の農業研修施設で研修を行った新規就農希望者2名に対し新規就農者研修支援事業補助金を、認定新規就農者4名に対し新規就農者育成総合対策事業補助金を交付し、次世代人材の就農意欲の喚起を図ってございます。

法人育成支援対策ですが、設立間もない法人の円滑な運営のため、会計事務等専門家へ依頼する経費に対する支援として、農地所有適格法人運営支援事業補助金を9法人へ交付してございます。

次の機構集積協力金は、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域や農地中間管理機構を通じて農地を貸付けした農家に対し、交付してございます。内訳ですが、地域に支払われる地域集積協力金が1地区、経営の転換やリタイアされた方に支払われる経営転換協力金が25件の交付となっております。

22節機構集積協力金返還金は、機構集積協力金の交付を受けた方4名が事情により対象農地を売買または転用したため、協力金の返還義務が生じたことによるものでございます。

次の新規就農者育成総合対策事業補助金返還金は、旧次世代人材投資事業の経営開始資金の交付を受けた方1名が事情により離農したことから、補助金の返還義務が生じたことによるものでございます。

4目担い手対策費の説明は以上でございます。

○**商工観光交流課長（今野武俊君）** 110ページ下段から113ページまで記載のあります5目農業振興施設管理費ですが、道の駅の管理及び手づくり工房湧子ちゃんの管理に要した経費が主なものとなっております。

道の駅管理事業につきましては、指定管理に係る委託料の支出や館内設備の点検などのほか、道の駅建物西側の芝地化の工事を行っております。また、手づくり工房湧子ちゃん管理事業につきましては、こちらも指定管理に係る委託料の支出、館内設備の点検や樹木の伐採などのほか、113ページ、14節2行目のサイダー製造設備改修工事では、設備の改修や機器の更新などを行っております。

5目の説明は以上です。

○**農政課長（中田裕克君）** 続きまして、6目畜産業費ですが、堆肥センター及びアクティセンターの施設運営及び維持管理に係る経費や町の畜産振興に要する経費が主なものでございます。

10節修繕料は、堆肥センター及びアクティセンターの設備機器や各種車両の部品交換等の経費でございます。

12節、上から2段目のアクティセンター委託料は、同施設の指定管理料でございます。なお、

堆肥センターでは、令和4年度に7,242立方メートルの堆肥を販売し、循環型農業に貢献しております。

114、115ページをお願いいたします。

18節中段の畜産環境総合整備事業費負担金は、堆肥センター等の機能強化を図るための事業に対する負担金で、事業主体である秋田県農業公社へ支出してございます。内容ですが、堆肥センターの増設等工事のほか、アクティセンターのストックマネジメント工事分でございます。

下から2段目の夢ある畜産経営ステップアップ支援事業補助金は、家畜の増頭及び機械等の導入を支援する県の事業で、2件の交付となっております。

次の飼料価格高騰対策支援事業補助金は、畜産農家が発注した配合飼料に対し価格上昇分を支援する事業で、16件の交付となっております。

6目畜産業費の説明は以上でございます。

続きまして、7目農村整備費ですが、圃場整備事業、団体営事業負担金、多面的機能支払交付金事業に関する経費のほか、農村公園等29か所の管理委託料が主なものでございます。

12節、下から3段目の調査委託料は、町の防災重点ため池決壊時の避難等に活用するためのハザードマップ作成業務で、11か所を作成してございます。

18節の繰越明許費は、県営基盤整備事業等に対する負担金で、工事内容の変更や国の補正等により、年度内の完了が見込めないことから翌年度に繰越ししたものでございます。

116、117ページをお願いいたします。

上から3段目の経営基盤整備事業調査計画費負担金は、令和7年度採択を目指しております大坂善知鳥地区及び六郷西部第2地区の圃場整備地区の調査計画費に対する町負担分でございます。

下から4段目の県営基盤整備事業費負担金は、金沢、畑屋中央、鎌田、南谷地、明田地、野際、太田南部の各地区の圃場整備等に対する町負担分でございます。

下から2段目の多面的機能支払交付金は、地域共同で行う多面的機能を支える活動等を支援するもので、取組組織は20組織、対象面積は約5,114ヘクタールでございます。

次の中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等の農業生産条件の不利を解消し、農業生産を維持する活動を支援するもので、取組組織は3組織、対象面積は約49ヘクタールでございます。

27節は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

7目農村整備費の説明は以上でございます。

続きまして、2項1目林業費ですが、町有林の病虫害等防除対策や森林経営制度に基づく森林

経営管理業務のほか、七滝山線森林管理道整備工事が主なものでございます。

12節、下から3段目の森林病虫害等防除委託料は、松くい虫の被害拡大や景観維持のための防除委託料で、仏沢公園の薬剤地上散布と松並木、一丈木公園、山本公園の樹幹注入を行ってございます。

一番下の森林経営管理業務委託料は、森林経営管理についての意向調査及び集積計画の作成を行ってございます。

14節林道整備工事は、七滝山線の森林管理道整備工事で、令和4年度の事業量は約300メートルでございます。

18節、下から2段目の林業トップランナー養成研修補助金は、県林業研究研修センターでの林業技術者養成研修に係る受講料を補助するもので、研修生3名に対するものでございます。

なお、12節と14節の繰越明許費は、七滝山線森林管理道整備工事について、年度内の完成が見込めないことから繰越ししたものでございます。

6款農林水産業費の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中でありますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午後0時02分）

（午後1時00分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 7款からご説明をいたします。

7款1項1目商工総務費でございます。

118、119ページをお願いします。

1目商工総務費ですが、人件費やふるさと手作りCM大賞の作品制作業務委託や各種団体への負担金など、商工観光交流課の共通経費が主なものとなっております。

主な実績でございますが、12節ふるさと手作りCM大賞作品制作業務委託料につきましては、「斜面でGO（郷）」と題した作品をレンタサイクルをテーマとして制作、出展した結果、25作品中11位という結果となっております。

1目の説明は以上です。

次に、118ページから121ページにかけて記載の2目商工振興費でございます。こちらは商工会への支援のほか、地域振興券事業、空き店舗等対策事業、中小企業支援事業及び起業者総合支援

事業に要した経費が主なものとなっております。

119ページ、12節、こちらの一番下、換金業務委託料ですが、こちらは地域振興券の換金業務に要した委託料となっております。

121ページをお願いします。

18節の9行目、製造業等事業継続支援金ですが、エネルギー価格高騰対策として製造業の事業者支援を行ったもので、交付実績は43件となっております。

次の行の中小企業振興資金保証料補給等補助金につきましては、融資制度に伴う貸付利子及び保証料の補助を行ったもので、件数は393件となっております。

次に、3行下の運送業等事業継続支援金につきましては、燃料価格高騰の影響を受けている運送事業者の事業継続を支援したもので、交付実績は13件となっております。

次の行の起業者総合支援事業では、町内で新たに事業を立ち上げる方を支援したもので、交付実績は4件となりました。令和3年度と比較しまして3件の増となっております。

次の行の空き店舗等活用家賃支援事業補助金につきましては、14件の交付実績で、令和3年度と比較して3件の増となっております。

119ページにお戻り願います。

この目の不用額ですが、地域振興券の換金業務委託料をはじめとする12節委託料の実績差額と、おめぐりいただいて121ページをお願いします、18節の各補助金で生じた実績差額が主な不用額となっております。

恐れ入りますが、またお戻りいただきまして119ページをお願いいたします。

11節に計上しております繰越明許費につきましては、美郷ブランド開発販売促進事業で行いました中国、台湾における美郷雪華の海外商標登録業務が年度内に完了しなかったことから、手数料を翌年度に繰越ししたものです。商標登録業務につきましては5月に完了をしております。

2目の説明は以上です。

120、121ページをお願いします。

120ページから125ページにかけて記載をしております3目観光費でございますが、ラベンダーまつり開催事業、滞在型観光推進事業、名水市場湧太郎管理事業に要した経費が主なものとなっております。

ラベンダーまつり開催事業につきましては、コロナ禍の中でありましたので開催期間を令和4年6月18日から7月3日までとし、例年より1週間程度短縮した16日間にわたり開催をしたところ、6万7,200人の来場者数となりました。

滞在型観光推進事業につきましては、123ページをお願いします。

12節委託料の下から5行目、ネイチャーガイド講習会運營業務委託料で昨年育成しました33名のガイドに対するフォローアップを行うとともに、新たに7名のガイドを育成しました。

そのほか、17節備品購入費におきまして、モンベル秋田美郷店を通じてレンタサイクル12台の整備を行いました。

名水市場湧太郎管理事業につきましては、12節委託料の上から4行目、設計監理委託料で名水市場湧太郎及び観光案内休憩所の改修工事に関する実施設計を行い、現在、令和6年1月末までの完成を目指し工事を行っているところでございます。

不用額についてであります。

121ページをお願いします。

10節需用費の不用額の主なものでございますが、光熱水費や修繕料における予算額との実績差額となっております。

12節委託料の不用額の主なものは、大台野広場をはじめとする施設管理委託料の実績差額となっております。

予備費の充用を行っておりますが、2件ございます。1件目は、ラベンダー園の施設管理委託料で97万1,000円を充用しておりますが、これは刈取りした美郷雪華の買取り希望数量が例年の量から大きく伸びたため、その梱包や発送に関する費用に充てております。2件目は、観光施設管理委託料で49万8,000円を充用しまして、寺町親水公園のポンプ故障に伴います緊急修繕工事を行いました。

3目の説明は以上です。

124、125ページをお願いします。

4目温泉施設費ですが、町内の温泉3施設の運営に要した経費が主なものとなっております。千畑温泉につきましては、外壁の塗装工事や源泉ポンプの故障に伴う復旧工事などを行っております。六郷温泉につきましては、コテージ10棟の改修工事や浴室の外壁及び露天風呂の木部に係る改修工事などを行いました。仙南温泉につきましては、火災受信機の更新や、ろ過装置のろ材交換などを行っております。

不用額につきましてご説明します。

この目の不用額は、光熱水費の実績差額や請負差額などによるものでございます。

予備費につきましては、11節の手数料に7,000円、12節の設計監理委託料に47万円を充用し、六郷温泉のろ過室漏水に伴う改修工事に係る設計監理業務委託を行いました。

また、14節の施設整備工事に786万5,000円を充用しております。内訳は2件ございますが、1件目は、千畑温泉の漏水に伴う緊急改修工事で214万5,000円を充用して9月に完了しております。2件目は、千畑温泉の源泉ポンプ故障による緊急修繕でございます。572万円を充用し、12月に実施をしております。

繰越明許費についてですが、11節及び14節につきましては、六郷温泉のろ過室改修工事が年度内に完了できなかったことによるものです。完成は今月末の予定となっております。12節につきましては、3月補正予算で計上しました千畑温泉の漏水調査、こちらが年度内に完了できなかったことによるものでございます。調査は5月に完了しております。

以上で7款の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和君） 続きまして、8款土木費です。

1項1目土木総務費は、126、127ページと併せて説明をいたします。

建設課の人件費のほか、地下水対策経費となります。人件費のうち直営の会計年度任用職員の除雪オペレーター21人分の報酬は1節となります。地下水対策経費の主なものとしては、六郷地区の地下水の水位計や涵養池の維持管理経費を計上しております。また、東大通り線内の取得済み用地の利活用として水源涵養整備を行いました。加えて、令和3年度からスタートしている上水道給水区域外における飲用水井戸掘削等に対する補助を33件行っております。

不用額の主な理由ですけれども、飲用井戸補助の申請件数の伸びの鈍化などによるものです。

1項の説明は以上です。

126、127ページ、2項1目道路橋梁総務費です。道路と橋梁に関する総合的な経費となります。主なものとして、道路整備等に伴う台帳補正業務委託や各種道路関連団体への負担金などを支出しております。

2項1目道路橋梁総務費の説明は以上です。

2目道路維持費は、128、129ページと併せて説明をいたします。

道路維持補修や除排雪に要した経費となります。主なものとして、舗装の補修工事や道路外側線の塗り替え、除雪委託費用や秋の事前準備作業などの費用、チェーンや凍結防止剤、スノーポールなどの購入、除雪機械などの整備修繕費用、道路附属設備の修繕費用、中央通り線消雪井戸の洗浄などや街路樹木の剪定や伐採経費などを実施しております。

17節の備品購入費では、車道用ロータリー除雪車2台及び凍結防止剤散布機1台を更新いたしました。なお、除雪ドーザー2台については、納期の関係上、令和5年度へ繰越しとしております。加えて、舗装補修工事の一部について、年度当初の速やかな維持作業を行いたく繰越しとし

ております。

不用額の主な理由ですが、降雪状況の変化により、除雪作業用燃料費、道路除雪委託料など差異が生じたものです。

2目道路維持費の説明は以上です。

128、129ページ、3目道路施設改良費は、130、131ページと併せて説明いたします。

町内の良好な道路機能を確保するため、道路の新設や改良を行う経費です。主なものとして、一般土木工事、舗装工事、路線測量等を実施し、一部の舗装工事等につきましては、27件を令和3年度からの繰越明許として実施いたしました。また、舗装補修工事12件、道路改良工事1件、歩道整備工事1件、側溝改良工事2件、橋梁補修工事1件、橋梁補修設計3件について、令和5年度への繰越しとしております。

不用額の主な理由ですが、請負差額のほか、施工範囲の見直しなどによるものです。

2項の説明は以上です。

130、131ページ、3項1目河川総務費です。準用河川など、町管理河川を適正に維持管理するための経費です。主なものとして、河道整正工事、護岸改修工事などを行い、河川管理業務委託料として各地域の自治会、団体に対して草刈り等の委託をしたものです。工事のうち、河道整正工事等3件を令和3年度からの繰越明許として実施いたしました。このほか、各種河川関連団体への負担金や流雪溝の管理に関する負担金を支出しております。

不用額の主な理由ですが、請負差額のほか、施工範囲の見直しなどによるものです。

3項の説明は以上です。

4項1目都市計画総務費ですが、都市計画事業に関する経費です。令和4年度では、南部斎場の改築に係る都市計画審議会を1回、書面開催いたしました。

4項1目都市計画総務費の説明は以上です。

続きまして、2目都市公園費ですが、都市公園、特定地区公園、その他美郷町公園設置条例記載の公園について適正に維持管理するための経費です。主なものとして、管理業務委託料として各地域の自治会、団体に対して委託をしたもののほか、遊具の安全点検業務委託及び遊具更新工事等を行いました。なお、遊具更新工事1件を令和5年度への繰越しとしております。

4項の説明は以上です。

5項1目下水道費は、132、133ページと併せて説明いたします。

主なものとして、下水道事業特別会計への繰出金のほか、合併浄化槽設置補助を30件、合併浄化槽排水の水質を向上させるため、法定水質検査を実施した方々に対する水質環境保全補助を

1,729件行いました。浄化槽、下水道、農業集落排水による町内水洗化率は81.9%で、前年度より1.7ポイントの増となっております。

不用額の主な理由ですが、浄化槽設置補助の申請件数の伸びの鈍化などによるものです。

5項の説明は以上です。

132、133ページ、6項1目住宅管理費ですが、公営住宅の管理費用のほか、住宅施策に関する経費です。公営住宅の維持管理の主なものとして、熊野住宅の設備対策工事を行ったほか、小安門住宅の居室補修工事、配管改修工事、塚住宅の一部電気温水器更新や塚Ⅱ住宅の屋根外壁塗装工事などを実施いたしました。住宅施策としては、交付金事業を活用した町内住宅家屋の耐震診断補助4件を行ったほか、町単独事業として住宅リフォーム補助を84件実施しました。

なお、14節工事費に予備費を充用しておりますが、8月下旬に発生した公営住宅の電気温水器故障による緊急交換工事のための経費です。

不用額の主な理由ですが、公営住宅に対する雪下ろし等の除雪費用がかからなかったほか、住宅リフォーム補助の申請件数の伸びの鈍化などによるものです。

以上で8款の説明を終わります。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、9款消防費でございます。

1項1目常備消防費ですが、大曲仙北広域市町村圏組合へ消防費に関する負担金で、主なものとして、消防職員293名の人件費、管理運営費、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車それぞれ1台の更新費用について、構成市町の人口割により負担しております。

2目非常備消防費ですが、消防団の出務、装備、消火活動に要する費用や消防訓練大会に要する費用が主なものです。令和4年度末の消防団体制は、9分団、団員310名、機能別団員22名となっております。令和4年中の火災は5件で、前年度に比べ1件の減となっております。

1節報酬ですが、令和5年3月に町地域防災計画修正に伴う防災会議開催による委員報酬、消防団の年報酬及び出動報酬、こちらは国の指導により、1月の出動分より各団員へ直接支給としております。

不用額は、消防団員の防火活動、災害時の執務回数実績によるものでございます。

次のページ、134、135ページをお願いします。

8節旅費の費用弁償は、4月から12月までの消防団員が災害や訓練、パトロールなど出動に係る費用弁償として支出したものです。

10節需用費の消耗品費は、新入団員9名の活動服や団員用長靴など、装備品の更新などの費用でございます。

12節の火災等対応作業委託料は、5月23日発生の六郷地区本道町での建物火災において、消火活動を進めるため重機によるトタン除去作業費でございます。

18節の負担金は、消防活動などにおける公務災害発生時の保障のための負担金でございます。

続きまして、3目水防費は、水防活動に要した経費ですが、令和4年度は大規模な水防活動はありませんでした。

続きまして、4目災害対策費ですが、大雨時の災害対応、防災無線の管理運用、空き家対策等に要した費用でございます。令和4年度の主な災害と対応ですが、8月13日から18日にかけての大雨により、災害警戒部を3回設置し、避難所も開設、延べ2名の方が避難されました。

10節需用費の消耗品費は、避難所などで配付を想定して飲料水、非常食、毛布などの備蓄品の購入、光熱水費は防災無線の電気料でございます。

次のページ、136、137ページをお願いします。

12節委託料の設備保守点検は、防災行政無線の親局、中継局及び子局130基の定期保守点検でございます。一番下、防災ハザードマップ作成業務につきましては、7,500部を作成し、2月に全戸配布をしたところです。

14節の施設整備改修工事ですが、防災行政無線の親局及び中継局の発電機内の機器の更新、それから子局1機の支柱に傾斜が見られ、矯正と基礎部の土留め補強を行ったものです。危険建物解体工事は、12月に寄附受納されました旧志ら梅酒造店の倉庫部分で隣接家屋に近い部分の屋根及び外壁が傾斜してきたため、積雪による倒壊のおそれがあるとして約180平米を1月に解体したものでございます。

18節の危険空き家等解体費補助金では、21件分を支出しました。令和4年度末に町が認知した空き家は219件で、前年度より5件減少しております。

続きまして、5目消防施設費ですが、消防団活動に必要な資機材の保守管理に要する費用のほか、10月6日に開催された総合防災訓練に係る費用でございます。

7節報償費では消防ポンプ庫、消火栓711基、防火水槽277か所の消防設備を消防団員が除雪したことによる費用です。

8節の費用弁償は、総合防災訓練に出動した消防団員64名分です。

10節需用費の消耗品費は、消火用ホースの更新、防火水槽や消火栓の標識を購入したものです。修繕料は、消防ポンプ積載車28台の車両検定を含む点検整備、消火栓の漏水修繕、消防ポンプのバッテリー交換費用でございます。

12節の倒壊建物制作委託料は、総合防災訓練に使用したものでございます。

14節の施設整備工事は、熊野地内に設置した40立米級の耐震性貯水槽1基分の設置工事費用でございませう。

17節備品購入費では、集水器28基及び消防用小型動力ポンプ2台を購入し、更新してございませう。

次の138、139ページをございませう。

18節では、黒沢地区水道事業における消火栓設置負担金を支出してございませう。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 続きまして、10款教育費についてご説明いたします。

1項1目教育委員会費ですが、教育委員の報酬が主なものでございませう。

2目事務局費ですが、職員等の人件費や学校評議員等への報酬などの教育委員会事務局の総務的な経費のほか、次のページをございませう、18節負担金補助及び交付金では、関係団体への経常的な負担金補助のほか、美郷中学校設立10周年記念事業に係る補助金、新型コロナウイルス感染症対応として新型コロナウイルスの罹患等による修学旅行のキャンセル費補助、小学生1人、中学生2人に対し交付いたしました。また、県外における学校活動等に係るPCR等検査への助成金として、中学生93人に交付してございませう。

22節子育て世帯等臨時特別支援事務費返還金ですが、令和3年度に0歳から18歳の児童等を対象に10万円を給付いたしました。子育て世帯への臨時特別給付金に係る国庫補助金の交付額が確定したことによる事務費返還金でございませう。

3目教育助成費ですが、小中学生を対象にしたドリーム体験ほんもの講座の開催、佐々木毅「鴻鵠の志育成基金」を活用した講演会や自由研究コンテストの実施、並びにスクールバスの運行や児童生徒の防犯対策などに要した経費のほか、令和4年度新規事業として、小学校または中学校に入学する児童生徒の保護者を対象とした入学祝い金の支給や町奨学金の返還助成金の交付を行ってございませう。

7節報償金ですが、大学生等応援事業に係る町特産品の送付123人分の購入経費など、また、賞賜金については、小中学校に入学する児童生徒の保護者への入学祝い金、小学生89人、中学生133人の支給に要した経費などです。

12節委託料ですが、小中学校のICT機器の活用推進に資するICT支援業務や小学校1年生から3年生を対象に公民館で行った演劇鑑賞に係るほんもの講座公演委託料、こども園の通園や小中学校の通学、校外活動に使用するスクールバス、夏季15台、冬季16台の運行業務、外国語指導助手3名分の派遣業務などに要した経費が主なものでございませう。

また、繰越明許費につきましては、ふるさと学習教材の製作業務に係る繰越しで、5月に完了し活用しているところです。

142、143ページをお願いします。

13節入場料ですが、小学校4年生から中学校3年生を対象に、わらび座で行ったほんもの講座に係る演劇鑑賞入場料です。

14節防犯カメラ設置工事ですが、各小学校の校門付近に1台ずつ設置しております。

17節備品購入費ですが、不具合のあるスクールバスのドライブレコーダー6台の取替えについて、予備費を充当し緊急に整備したものです。

18節奨学金返還助成金ですが、支給者は3人で、令和5年度から支給となる助成対象認定者は5人であります。

19節就学援助費ですが、小学生51人、中学生37年の児童生徒に支給しております。

20節奨学資金貸付金ですが、新規2人、継続10人の学生に貸与しております。

続きまして、2項小学校費についてご説明いたします。

1目学校管理費ですが、小学校の施設管理や環境整備に要した経費が主なものです。

3小学校の令和4年度末の児童数ですが、744人で令和3年度と比べて2人減少しております。

10節修繕料ですが、千畑小学校のビオトープの給水設備や六郷小学校の防火設備、仙南小学校の暖房機器などを修繕したほか、六郷小学校の体育館玄関外部の大型時計の修繕については、予備費を充当し緊急に対応したものです。

144、145ページをお願いします。

14節施設設備工事ですが、千畑小学校の管理棟空調設備や教室棟などの屋根並びに音楽室等の改修などを行っております。

17節備品購入費ですが、千畑小学校や仙南小学校の配膳台、年次計画で進めている児童用の机、椅子などの整備のほか、仙南小学校の除雪機の更新を行っております。

2目教育振興費ですが、小学校における入学式や卒業式、運動会や学習発表会などの学校行事や学校活動、総合的な学習のほか、新型コロナウイルスなどの感染症予防のための保健衛生用品等の購入に要した経費が主なものです。

146、147ページをお願いします。

上段の18節児童派遣費等補助金ですが、秋田県少年少女陸上競技大会や秋田県小学生バンドフェスティバル等への派遣経費で、16件の実績となっております。

続きまして、3項中学校費についてご説明いたします。

1目学校管理費ですが、中学校の施設管理や環境整備に要した経費が主なものです。

令和4年度末の生徒数ですが、405人で令和3年度と比べて5人減少しております。

148、149ページをお願いします。

上段の14節施設整備工事ですが、中学校中央棟平屋部等の屋根の改修並びに体育館暖房用のオイルタンクの更新工事などを行っております。

17節備品購入費ですが、年次計画で進めている卓球台や角椅子、配膳台のほか、デジタル身長計つき体重計などを整備しております。

2目教育振興費ですが、中学校における入学式や卒業式、校内スポーツ大会や学習発表会などの学校行事や学校活動、総合的な学習のほか、新型コロナウイルスなどの感染症予防のための保健衛生用品等の購入に要した経費が主なものです。

18節生徒派遣費等補助金ですが、部活動等における地区、県、東北、全国大会などへの派遣経費で、42件の実績となっております。

3項中学校費の説明は以上です。

○生涯学習課長（大澤 修君） 続きまして、4項1目社会教育総務費ですが、150、151ページをお願いします。

家庭教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育事業として各種講座の開催や関連団体支援、芸術文化事業として学友館特別展やコンサート開催に要した経費が主なものでございます。

美郷カレッジは、4回開催し延べ342人が聴講されました。なお、令和4年度より、美郷町公民館のメイン会場のほか、北ふれあい館、中央ふれあい館をリモート会場とし、受講者総数のうち延べ14人が受講されました。

また、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、成人式に代わり20歳の方々を対象とした美郷町二十歳の集いを開催、対象者117人が出席し、式典、記念講演などを行っております。

美郷いきいき大学は、6回開催し、延べ410人が受講されました。

学友館特別展につきましては、美郷町在住で山岳写真家の「大川清一展」、渋谷重弘氏、高橋清美氏、藤井 勉氏の作品による「ふるさと美郷の画家三人展」、「秋田県美術展覧会仙北地域展」と3回開催し、延べ5,106人の方にご来館いただきました。なお、特別展の期間中には、ギャラリートークのほか、写真教室やギャラリーコンサートなども開催しております。

150、151ページ下段からの2目図書館費ですが、図書館の運営並びに読書活動推進事業として、手作りしかけ絵本教室や読書フェスタの開催、乳児健診の際に読み聞かせや絵本を贈るブッ

クスタート事業を実施したほか、読み聞かせボランティア団体への活動助成に要した経費でございます。

2年目となる美郷町オリジナル絵本作成業務につきましては、ストーリーの完成、挿絵制作に向けた取材対応並びに素材提供を行っております。

また、図書館の利用促進を図るため、館内に視聴覚ブースを3か所設置し、令和4年11月より供用開始しております。

152、153ページをお願いいたします。

3目文化財保護費ですが、町指定文化財等の適正な維持保存並びに圃場整備に係る埋蔵文化財の発掘調査事業に要した経費等でございます。令和4年度におきましては、県指定有形文化財「本堂城廻村絵図」1点の修復を行ったほか、明田地野際・六郷西部2区などの圃場整備事業に伴う試掘調査を実施しました。

また、民俗文化財継承活動推進事業として、令和7年度作成に向け、六郷のカマクラ、わら文化の活動について記録映像を撮影しております。

予備費78万5,000円の充用につきましては、六郷城跡解説看板修理、飯詰堅穴群倒木等処理、同敷地内の擬木柵撤去に要する経費で、いずれも雪害による緊急対応をしたものでございます。

続きまして、154、155ページをお願いいたします。

社会教育施設費ですが、公民館、学友館及び各ふれあい館など、社会教育施設の管理運営並びに歴史民俗資料館の指定管理に要した経費が主なものです。

ページ下から2行目の14節施設設備改修工事につきましては、学友館屋根改修、学友館及び歴史民俗資料館土足化工事が主なものです。

次の施設設備改修工事では、落雷被害による北ふれあい館自動火災報知機設備取替工事などを実施しております。

156、157ページをお願いいたします。

社会教育施設手洗い水栓自動化工事では、公民館、学友館、北ふれあい館、南ふれあい館、歴史民俗資料館を対象に工事を実施しております。

17節公民館備品は、リモートによる映像配信のための機器一式、歴史民俗資料館備品では収蔵棚6台の購入が主なものでございます。

予備費185万8,000円の充用につきましては、落雷被害による北ふれあい館自動火災報知機設備取替え、同施設和室暖房機故障による取替えのため、緊急対応したものでございます。

不用額の主なものにつきましては、燃料費や光熱水費などの施設管理経費の精算によるもの、

また降雪が少なかったことによる除雪作業委託料等でございます。

156、157ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費ですが、スポーツ振興事業としてスポーツ少年団やスポーツ協会への活動支援、各種スポーツ教室の開催や各種スポーツ大会の開催委託事業などに要した経費が主なものでございます。企業連携事業としてヨネックス連携バドミントン教室、ソフトテニス教室、モンベル連携中学生登山教室を開催し、関連経費を支出しております。また、秋田大学との連携により、ウォーキングパンフレットを作成し全戸配布いたしました。

158、159ページをお願いいたします。

2目保健体育施設費ですが、総合体育館リリオス、各地区体育館及び野球場など、体育施設の管理運営並びにサン・スポーツランド千畑、宿泊交流館、屋内スポーツ館の指定管理に要した経費が主なものでございます。

160、161ページをお願いいたします。

14節施設改修工事につきましては、美郷町野球場の塗装工事、トイレ洋式化工事が主なものです。

次の施設設備改修工事では、総合体育館非常照明バッテリー交換、防火扉改修工事などを実施してございます。

社会体育施設、手洗い水栓自動化工事では、北、中央、南の各体育館、屋内スポーツ館、自転車競技場、町野球場を対象に工事を実施しております。

17節宿泊交流館備品ですが、かけ敷き布団、枕の寝具セット更新、食器消毒保管機を購入してございます。

予備費52万9,000円の充用につきましては、南体育館浄化槽のブロー故障による取替えのため緊急対応したものでございます。

不用額の主なものにつきましては、燃料費や光熱水費などの施設管理経費の精算によるもの、また降雪が少なかったことによる除雪作業委託料等でございます。

2目保健体育施設費の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目学校給食費ですが、北及び南学校給食センターの管理運営、給食材料の購入並びに学校給食協会への給食調理業務の委託が主なものです。令和4年度の学校給食センターの1日当たりの提供食数ですが、小中学校の児童生徒並びに教諭等を合わせて1,291食を提供しております。

10節給食材料費ですが、食材の物価高騰の状況を鑑み、令和4年10月より給食費1食当たり小

学生36円、中学生40円を地方創生臨時交付金を活用し増額措置しております。

12節後段の秋田県HACCP認証取得支援業務委託料ですが、北及び南学校給食センターによる学校給食の提供を今後も安全かつ安定的に行えるよう、食品の製造等の衛生管理に係る秋田県食品自主的衛生管理認証制度、HACCPの認証取得のための支援委託です。

162、163ページをお願いします。

14節解体工事ですが、老朽化により機能していない北学校給食センターのソーラーパネルの解体撤去、施設設備工事については、北学校給食センターの受変電設備の改修や加熱調理室等の床補修、並びに南学校給食センターの温水ボイラーの改修などを行っております。

17節備品購入費ですが、北学校給食センターの角釜立体炊飯器や手押し式床洗浄機、南学校給食センターのご飯用の食缶などを整備しております。

この目に関する予備費ですが、学校給食センター調理員のノロウイルス感染症の疑いがあった際、給食を緊急停止し、備蓄カレーの提供にて対応いたしました。その備蓄カレーの早急な補充のため、10節消耗品費に予備費を充用し購入したものです。また、北学校給食センターの角釜立体炊飯器に経年劣化による不具合が発生し、17節給食用備品に予備費を充て、緊急に更新したものです。

不用額についてですが、12節下段の給食業務委託料の精算に伴う戻入が主なものです。

10款教育費の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、11款災害復旧費ですが、主なものとしまして、2項1目公共土木施設災害復旧費の14節七滝山線法面復旧工事は、七滝山線ののり面の一部崩落による復旧工事1件でございます。

11款災害復旧費の説明は以上でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 12款公債費ですが、町債の償還元金及び利子となります。

164、165ページをお願いします。

1目の元金のうち、繰上償還元金は、財政健全化の取組としてプライマリーバランス確保のために繰上償還を実施したものです。

2目の利子のうち、繰替運用利子は、年度末の支払いに支障が生じないよう基金を繰替運用した際の利子分となります。

13款諸支出金の1項1目基金費の積立金ですが、ふるさと美郷子ども育成基金は、ふるさと納税の寄附金を積立てしたものです。その下の財政調整基金は、基金利子を積立てしたものです。また、減債基金は、令和5年度の繰上償還の財源として積立てしたものです。

14款予備費ですが、災害対応や施設設備の故障等への対応などに要する経費として26件に充用しております。

166ページをお願いします。

令和4年度の実質収支ですが、歳入総額が132億7,977万5,000円、歳出総額が127億7,259万5,000円、歳入歳出差引額が5億718万円となり、令和5年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が4,869万2,000円、事故繰越繰越額が228万2,000円で、実質収支額は4億5,620万6,000円となります。

一般会計の歳出の説明は以上でございます。

○総務課長（高橋 穰君） 次に、特別会計を含む財産に関する調書についてご説明いたします。

決算書240ページをお願いいたします。

1の公有財産ですが、土地の地籍及び建物の面積それぞれ区分ごとに異動状況を記載しております。

(1)は、土地及び建物の総括表で、241ページの行政財産と242ページの普通財産をまとめたものでございます。表の区分ごと、年度中の増減高の内容をご説明いたします。

はじめに、241ページ、行政財産をご覧ください。

表頭区分の木造建物ですが、行中段の公共用財産のその他の施設2,956平方メートルの増は、堆肥センター発酵貯蔵棟及び穀物保管庫の農業公社からの引渡しによる増と、雁の里ふれあいの森バンガロー3棟解体による減の差引きでございます。

次に、242ページ、普通財産をご覧ください。

土地ですが、行中段の宅地4,353平方メートルの増は、旧志ら梅酒造敷地の寄附によるものです。その3行下、山林4万6,776平方メートルの減は、旧あらしな公園の公売によるものです。

建物ですが、木造建物、行中段、公共用財産のその他の施設501平方メートルの増は、旧あらしな公園ハウス及びあずまや2棟の公売による減、旧志ら梅酒造居宅の寄附による増、同倉庫の一部解体による減、カントリーパーク炊事棟及びあずまや解体による減の差引きによるものです。その横、非木造の建物118平方メートルの減は、カントリーパークのトイレ3棟及び野外ステージ並びに展望台解体による減です。

240ページにお戻り願います。

一番下の行、合計の欄ですが、土地が4万2,423平方メートルの減、木造建物が3,457平方メートルの増、非木造建物が118平方メートルの減、建物全体では3,339平方メートルの増となっております。

243ページをお願いいたします。

(2) 山林ですが、面積4万6,776平方メートルの減は、先ほど説明いたしました旧あらしな公園の公売によるものです。立木の蓄積量2,300立方メートルの減は、仏沢地区町有林の搬出間伐により売却した立木の分を減じております。

次の(3)物件及び(4)有価証券につきましては、増減ありません。

続きまして、244ページをお願いいたします。

(5) 出資による権利につきましても、増減はありません。

続きまして、245ページからの物品ですが、こちらは取得価格100万円以上の物品について記載しており、年度中の増減を示しております。

○企画財政課長(武田浩之君) 248ページをお願いします。

3の債権ですが、決算年度の歳入に係る債権以外で、令和5年度以降に納付または償還が始まるものを調書にしたものです。

はじめに、奨学資金貸付金及び障害者住宅整備資金貸付金ですが、令和5年度以降の償還金の残高となります。その下の町民税ですが、令和4年度に課税された町民税のうち、年度を越して納付される特別徴収分となります。また、下水道事業受益者負担金は、5年分割して納付となるため、年度を越して納付される分となります。

249ページをお願いします。

4の基金ですが、令和5年3月31日現在の各基金の現在高となります。このうち各基金の区分欄にある現金は、現金または定期預金等の合計額となります。このうち有価証券ですが、財政調整基金を運用して秋田県公募公債を購入したものです。債権は、積立金の調定額の合計で備考欄にその内訳を記載しております。また、印紙等は、現物管理している印紙及び県証紙の合計額となります。

次のページに移りまして、公共施設整備基金の決算年度中増減高ですが、令和3年度決算の積立金調定額となります。下段の決算年度末現在高の合計になりますが、70億8,840万2,000円で令和3年度と比較して5億5,118万4,000円の増となります。

認定第1号の説明は以上でございます。

○議長(森元淑雄君) これで認定第1号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午後1時56分)

(午後2時05分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第2号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第11、認定第2号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 認定第2号につきましてご説明いたします。

歳入からご説明いたしますので、決算書174、175ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税は、収入済額が3億2,006万7,305円です。収納率は現年度分が96.34%で、令和3年度と比べ0.32ポイント上回り、滞納繰越分も25.75%で1.88ポイント上回り、合計でも85.01%で0.29ポイント上回っております。不納欠損額は22人、113件で320万8,500円、収入未済額は5,322万654円で令和3年度と比べ720万1,305円減少しております。

176、177ページをお願いいたします。

2 款1 項1 目の督促手数料は、1,279件分です。

3 款1 項1 目災害臨時特例補助金は、実績がございませんでした。

4 款1 項1 目普通交付金は、保険給付費として支払う相当額を県が交付したもので、2 目特別交付金は、セルフケア推進、特定健診、特定保健指導等保健事業の取組状況及び実績等により県が交付したものでございます。

3 目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療費として支出したため、国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分の2分の1でございます。

2 項1 目財政安定化基金交付金は、万が一国民健康保険特別会計に財源不足が生じた際に県の財政安定化基金から交付される補助金ではありますが、実績はございませんでした。

178、179ページをお願いいたします。

5 款の財産収入ですが、国民健康保険事業基金の利子でございます。

6 款繰入金は、一般会計からのものでございます。

7 款繰越金は、令和3年度からの繰越金でございます。

8 款諸収入の1 項は延滞金で、180、181ページをお願いいたします。2 項は国民健康保険特別会計の預金利子で、3 項の1 目、2 目及び4 目は実績がございませんでした。

3 目一般被保険者返納金は、国民健康保険から社会保険へ変更になった方の過年度分給付費の

返還金 7 件分です。

5 目一般被保険者指定公費は、70歳から74歳に係る一部負担金の差額で、実績はございませんでした。

182、183ページをお願いいたします。

6 目雑入は、人間ドック等助成金過年度分返納金は 1 名分で、令和 3 年度秋田県国民健康保険給付費等交付金は追加交付分でございます。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

184、185ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費は事務費、2 項徴税費は税の賦課徴収に関する経費で、3 項運営協議会費は国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費でございます。

2 款保険給付費は、令和 3 年度より 6,584 万円ほど増加しております。

1 項の療養諸費、186、187ページ下段の 2 項高額療養費は、想定を超える医療費の増加の対応分を予算に見込んでおりましたが、医療費の大幅な増加が生じなかったため不用額が生じております。

188、189ページをお願いいたします。

3 項移送費は実績がなく、4 項出産育児諸費の出産育児一時金は 8 人の方へ、葬祭諸費は 34 人の方へ支払いしております。

6 項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症による給与減に対する傷病手当金として 8 人の方へ支払いしております。

190、191ページをお願いいたします。

3 款事業費納付金ですが、県に納付したもので令和 3 年度より約 2,207 万円増加しております。

192、193ページをお願いいたします。

4 款共同事業拠出金ですが、退職者医療に係る分の国民健康保険団体連合会への拠出金です。

5 款保健事業費は、特定健康審査、特定保健指導及び人間ドックに係る経費が主なものでございます。

194、195ページをお願いいたします。

6 款基金積立金は、国民健康保険事業基金への積立てで、令和 4 年度末の基金残高は 2 億 4,624 万 5,909 円です。

7 款公債費は、実績がございません。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金は、7件ございました。

196、197ページをお願いいたします。

2目退職被保険者等保険税還付金は、実績はございませんでした。

3目のその他償還金は、令和2年度秋田県国民健康保険保険給付費等交付金の実績に伴う償還金でございます。

4目一般被保険者還付加算金は、実績がございませんでした。

9款予備費は、支出実績はございませんでした。

歳出は以上です。

続きまして、198ページをお願いいたします。

実質収支でございますが、歳入総額22億7,524万6,000円、歳出総額21億8,007万5,000円、歳入歳出差引額9,517万1,000円となっております。実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の9,517万1,000円です。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで認定第2号の説明が終わりました。

◎認定第3号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第12、認定第3号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 認定第3号につきまして説明いたします。

204、205ページをお願いします。

歳入、1款1項1目受益者負担金の1節現年度分ですが、5年分割納付と一括納付、合わせて13件です。

2款1項1目下水道使用料の収納率は、議案資料集の10、11ページにも詳細な記載がございますが、前年度より0.26ポイントアップしております。

2項1目下水道手数料1節登録手数料は、工事指定店の更新等の手数料、2節督促手数料は191件分です。

3款国庫補助金は、飯詰地区農業集落排水の下水道への接続に係る国庫補助金です。

4款一般会計繰入金につきましては、事業の円滑な推進や事業債の償還のため繰り入れたもの

となります。

5款は前年度からの繰越金となります。

206、207ページをお願いします。

6款諸収入は、預金利子と雑入として、計量メーターのスクラップ収入及び消費税還付金です。

7款1項1目1節流域下水道事業債は、大曲処理区建設事業負担金及び県南地区広域汚泥資源化事業負担金の財源としての町債であります。それぞれ令和3年度からの繰越しが含まれるとともに、一部を令和5年度への繰越しとしております。

2節資本費平準化債は世代間の負担を平準化する町債、3節広域化下水道事業債は飯詰地区農業集落排水の下水道への接続に係る事業費の財源としての町債です。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

208、209ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費ですが、下水道事業の一般管理に要した経費で、職員人件費のほか、メーター検針や使用料徴収に係る費用、加入率向上対策や事業に伴う消費税などに係る費用です。このうち、18節の下水道接続工事費補助金につきましては、既存住宅から下水道に変更いただいた5件分を支出しております。

次に、2項1目施設管理費ですが、次の210、211ページと併せて説明をいたします。施設の適切な維持管理に要した経費で、電気料や修繕費用、各種保守に伴う委託料、下水道処理負担金のほか、飯詰地区農業集落排水を下水道へ接続するための詳細設計や、南部斎場の改修に伴う圧送管の移設工事費1件、真空ポンプ場の機器更新工事1件、真空弁つき汚水柵更新工事1件、公共柵設置工事7件、備品購入として計量メーターの購入費用などが主なものとなります。

210、211ページ、3項1目下水道整備事業費は、流域下水道大曲処理区建設事業及び県南地区広域汚泥資源化事業への町負担金です。それぞれ令和3年度からの繰越しが含まれるとともに、一部を令和5年度への繰越しとしております。

2款公債費は、借入れした償還金の元金及び利子への支払いです。

3款予備費の実績はありません。

歳出は以上です。

212ページをお開きください。

実質収支であります。歳入総額2億4,916万8,000円、歳出総額2億4,146万9,000円、差引きは769万9,000円ですが、繰越明許費繰越額として10万2,000円があり、実質収支額は759万7,000円

となったものです。

以上で認定第3号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで認定第3号の説明が終わりました。

◎認定第4号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第13、認定第4号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 認定第4号につきまして説明をいたします。

218、219ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目分担金ですが、仙南地区における2件の新築による新規加入のものとなります。

2款1項1目農業集落排水使用料の収納率は、議案資料集10、11ページにも詳細な記載がありますが、前年度より0.7ポイントアップしております。

2項1目1節督促手数料は、297件分です。

3款一般会計繰入金につきましては、事業債の償還のため繰り入れたものとなります。

4款は、前年度からの繰越金となります。

5款諸収入は、次の220、221ページと併せて説明をいたします。諸収入として、預金利子と雑入の計量メーターのスクラップ収入です。

6款町債は、世代間の負担を平準化する資本費平準化債です。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

222、223ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費ですが、農業集落排水事業の一般管理に要した経費で、職員人件費のほか、メーター検針や使用料徴収に係る費用、加入率向上対策などに係る費用です。このうち、18節の接続工事費補助金につきましては、既存住宅から集排に変更いただいた1件分を支出しております。

次に、2項1目施設管理費ですが、次の224、225ページと併せて説明をいたします。施設の適切な維持管理に要した経費で、電気料や修繕費用、各種保守に伴う委託料、処理場設備の一部更

新工事 2 件、マンホール補修工事 1 件、備品購入として計量メーターの購入費用などのほか、野
荒町地区施設利用組合の運営費を補助しております。

224、225ページ、2 款公債費は、借入れした償還金の元金及び利子への支払いです。

3 款予備費の実績はありません。

歳出は以上です。

次の226ページをお願いします。

実質収支であります。歳入総額 1 億9,305万円、歳出総額 1 億8,798万7,000円、実質収支額は
506万3,000円となったものです。

以上で認定第 4 号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで認定第 4 号の説明が終わりました。

◎認定第 5 号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第14、認定第 5 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認
定についてを上程いたします。

説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 認定第 5 号につきましてご説明いたします。

歳入からご説明いたしますので、232、233ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、収入済額が 1 億5,555万1,223円となっております。収納率
は現年度分が99.61%で、令和 3 年度と比べ0.15ポイント上回りました。過年度滞納繰越分は
82.23%で、8.10ポイント下回りました。合計では99.50%で、令和 3 年度より0.12ポイント上回
りました。不納欠損額は 1 人 1 件で、1,400円です。収入未済額は78万4,800円で、令和 3 年度と
比べ17万8,523円減少しております。

2 款 1 項 1 目督促手数料は、328件分でございます。

3 款繰入金は、一般会計から繰り入れたもので、1 目事務費繰入金は徴収に係る事務費分、2
目保険基盤安定繰入金は低所得保険料軽減分相当額を繰り入れたものでございます。

4 款繰越金は令和 3 年度からの繰越金で、5 款諸収入につきましては、234、235ページをお願
いいたします、1 項 1 目延滞金は納期後納付に伴うもので 1 人、4 件でございます。

2 目過料は、実績がございませんでした。

2 項 1 目保険料還付金は、後期高齢者医療広域連合から受け取り、歳出により被保険者へ還付

したものでございます。

2目還付加算金は、実績がございません。

3項預金利子は後期高齢者医療特別会計の利子で、4項雑入は実績はございませんでした。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

236、237ページをお願いいたします。

1款総務費は、保険料徴収に係る事務費の実績でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金の実績でございます。

3款諸支出金は、過年度分の保険料還付金で28人、47件ございました。

4款予備費は、実績がございません。

歳出は以上でございます。

続きまして、238ページをお願いいたします。

実質収支でございますが、歳入総額2億3,138万7,000円、歳出総額2億3,051万6,000円、歳入歳出差引額87万1,000円となっております。実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の87万1,000円でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで認定第5号の説明が終わりました。

◎認定第6号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第15、認定第6号 令和4年度美郷町水道事業会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 認定第6号につきましてご説明いたします。

254、255ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出について説明をいたします。水道事業経営に係る経常収支で、水道料金収入とその収入を得るために必要な経費となります。

収入の第1款事業収益決算額3億9,094万1,618円のうち、第1項営業収益は水道料金や工事検査手数料など、第2項営業外収益は他会計からの繰入金の一部や長期前受金、計量メーターのスクラップ収入、消費税還付金です。

続いて、支出の第1款事業費用決算額3億7,195万3,249円のうち、第1項営業費用は水を供給するための費用となります。施設経費などのほか、人件費も含まれております。

第2項営業外費用は、企業債の償還利息となります。

第3項特別損失は、過年度分の漏水減免に伴うものです。

第4項予備費の支出実績はありません。

次の256、257ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について説明いたします。水道水の安定的供給のための建設改良費や企業債の償還元金などとなります。

収入の第1款資本的収入決算額1億8,617万8,700円のうち、第1項企業債は施設改良に伴う借入れ、第2項負担金は消火栓設置に係る一般会計からの負担金、第3項出資金は一般会計からの繰入金のうち企業債元金分の2分の1相当額、第4項補助金は国庫補助金であります。

続いて、支出の第1款資本的支出決算額3億8,142万3,482円のうち、第1項建設改良費は工事などに係る費用や計量メーター購入費、第2項企業債償還金は企業債の償還元金、第3項国庫補助金返還金は支出実績はありません。

以上によりまして、256ページ欄外の記載のとおり、不足額については、当年度分消費税額及び地方消費税、資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填したものになります。

次の258ページをお願いします。

損益計算書は、経営状況を表し、事業年度中の収益、費用の発生額を示すものであります。こちらは消費税を含まない額となっております。これによりまして、令和4年度末の純利益は、下から3行目、497万4,461円となっております。前年度繰越利益剰余金を加え、当年度未処分利益剰余金は4,560万8,978円であります。

続いて、右側の259ページ、剰余金計算書についてですが、資本金及び剰余金が事業年度中にどのように変動したのかを示すものとなります。次の260ページの剰余金処分計算書と併せて記載のとおりであります。

261ページをお願いいたします。

貸借対照表についてですが、水道事業の財政状況を明らかにするため、保有する資産、負債及び資本を総括的に表した報告書となっております。

表の中段、右側二重線のところ、資産合計は48億2,914万3,752円です。表の中下段の二重線、負債合計は36億4,339万918円、表の下から2行目の二重線、資本合計は11億8,575万2,834円でありました。

続いて、263ページからの決算附属書類について説明をいたします。

268ページまでは事業報告書となっております。令和4年度における事業の概要や工事の状況、業務状況や会計に関する事項を記載しております。

続く269ページ、キャッシュフロー計算書についてですが、その事業年度のお金の流れを示すものです。令和4年度において、資金は下から3行目、704万2,638円の減となっております、これにより年度末残高は3億4,167万6,241円となっております。

次の270ページと271ページは、収益的収入及び支出の明細書となっておりますが、こちらは消費税額を含まない額を計上しております。

続く272ページは固定資産の明細を、273ページ以降は企業債の明細書であります。

以上で認定第6号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで認定第6号の説明が終わりました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第16、議案第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 議案第53号について説明申し上げます。

橘さんは、長年にわたり社会教育委員として町の社会教育活動に携わり、家庭や地域における学びや生きがいを育む社会教育の充実に努められてきました。こうしたことから、同氏は人格識見高く、広く地域の実情に通じており、人権擁護委員として活動や取組に大いに期待できる方です。よって、人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。よろしくお願いたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第53号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第17、議案第54号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長(中田裕克君) 議案第54号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和5年8月3日に第1回変更契約を行いました流域育成林整備事業七滝山線森林管理道整備工事の変更契約を締結するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

変更内容といたしましては、契約金額を「4,754万7,500円」から「5,004万3,400円」に変更するものでございます。

工事の変更内容につきましては、議案資料集によりご説明いたしますので23ページをお願いいたします。

下から4段目、変更工事内容の欄をご覧ください。のり面工の増につきましては、モルタル吹付工ののり面の一部で岩が露出している箇所があり、施工時の崩落等の危険性を回避するため、下地処理としてモルタル充填14立方メートルを追加するものでございます。

また、道路附属施設工の増につきましては、安全対策の徹底を図るためカーブミラー1か所を追加し、事業の早期効用を図るものでございます。

なお、完成期限に変更はなく、令和5年10月31日でございます。

説明は以上でございます。

○議長(森元淑雄君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第54号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第54号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第18、発議第7号 美郷町議会議員定数条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。提出者の深澤 均君、登壇願います。

(7番 深澤 均君 登壇)

○7番(深澤 均君) 令和5年第7回議会定例会で発議いたします美郷町議会議員定数条例の一部改正について、協議の経過並びに提案理由をご説明申し上げます。

まず、協議の発端として、令和4年1月18日開催の議会運営委員会において、議員定数の在り方を含む議会改革について議長より諮問がありました。この諮問を受けて、議会では議員全員を構成員とする任意組織、議会活性化検討会を立ち上げ、議会の活性化に資する取組について協議、検討することといたしました。

今回、発議いたします議員定数の協議、検討に当たっては、専門家をお迎えしての研修会の開催、県内外の類似町村の議員定数等の調査、本町の人口推移や財政の将来見通し、議員の成り手不足への対策など、多方面から意見を出し合い、取りまとめを行いました。

協議の場においては、定数に関する各議員の意向調査並びに意見交換を繰り返し行いました。そこでの主な意見としては、町の人口減少が加速している、町財政の縮小も避けられない環境の中、議会としての改革は必要で定数削減はやむを得ない、議員の成り手不足を解消するには報酬の増額が必要と考える、そのためには大幅な議員削減が必要だ、議員定数の削減と報酬アップをセットで議論すべきだなどの意見がありました。

また、一方では、人口減少を踏まえた大幅な議員削減は多様な住民の声が届きにくくなる、大幅な定数削減は議員の成り手となる若者や女性にとって高いハードルになるなどの意見がありました。

このように多様な意見の積み重ねを行った上で3度目の意向調査を行ったところ、議員定数「16人」とした方が4人、「14人」が4人、「13人」が4人、「12人」が4人の同数となりました。ここでは16人中12人が定数を減とする意向であることから、協議の方向性として定数減を確認し、現状維持の「16人」とした方には、不本意ながらもその選択にご協力をお願いしたところでもあります。

最終結果としては、定数「14人」が望ましいとした方が8名、「12人」が7名、白票1でありました。

以上のように議員定数を減とした最大の理由は、確実に進む人口減少であり、その他総合的な判断の下、美郷町議会は議員定数14人の結論に至ったものであります。

なお、この削減は、改正条例の施行日以後初めて告示される一般選挙から適用するものとしております。

以上、協議の経過並びに提案理由の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。10番、泉君、反対討論ですか、賛成討論ですか。

（「反対です」の声あり）15番、鈴木君、反対討論ですか、賛成討論ですか。（「賛成討論です」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 発議第7号 美郷町議会議員定数条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

地方議会は、住民の声を代弁し住民の意思を町政に反映させるパイプ役としての役割と同時に、執行機関のチェック役としての役割を併せ持っています。こうした役割を担う議員定数を一定程度確保することは、住民自治の発展のために必要であることは言うまでもありませんが、本案は定数削減案です。議員定数の削減は、監視機能や民意の反映の低下に直結し、議会の多様性が損

なわれかねません。今、議員の成り手不足が問題となっている中、定数の削減は、当選ラインを高め立候補意欲をそぐことにもなるのではないのでしょうか。

議会の役割は、多様な意見を反映し、十分な議論によって活動を活性化し、住民の福祉向上や住民自治の発展につなげていくことです。この議会の役割を十分に発揮させるためには、議員定数をこれ以上削減することには賛成できません。

以上、討論といたします。

○議長（森元淑雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、鈴木良勝君、登壇願います。

（15番 鈴木良勝君 登壇）

○15番（鈴木良勝君） 発議第7号に賛成の立場で討論をいたします。

議員定数削減に至った理由は、依然として減少が加速しておる人口減少にございます。年間300人ペースで人口が減少してきましたが、近年ではそれをさらに上回るペースで人口減少が加速しております。

このような大変な苦しい環境の中で、町では多様な支援、事業を展開してきておりますが、結果として数字に反映されていないという状況がございます。

一方で、近隣の議会に目を向けますと、仙北市や羽後町では議員定数の削減を実施してございます。

このような状況を踏まえますと、町財政が潤沢に回っているとは言えない中で議員定数を現状維持という選択肢は、私には考えられません。よって、議員定数16人から14人とすることに賛成し、討論といたします。

○議長（森元淑雄君） ほかに討論ありませんか。12番熊谷君、反対討論ですか、賛成討論ですか。

（「反対です」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。12番、熊谷良夫君、登壇願います。

（12番 熊谷良夫君 登壇）

○12番（熊谷良夫君） 私は、発議第7号に反対の立場から討論いたします。

美郷町の人口も減っていて税収入なども減っている所以で議会も痛みを分かち合うべきだなどの意見があり、行政追随型の議会では議会不要論が出てきます。独自の調査研究をして人口増につながる提案をしていくことが議会活性化の本来の姿ではないのでしょうか。そのような役目が議会にも求められているのではないかと思います。

議会活性化検討会の話合いの基本方針は、若者の政治参加、議会参加を促すためにはどうすればよいかを話し合うことではなかったのではないのでしょうか。町民、特に若い方から、それなり

の報酬があれば議会にも参加しやすいとの意見や要望がありました。それを踏まえ、報酬を上げるためにはどうすればよいかの話合いになり、報酬を上げるためには議員定数を減らさなければ町民の理解を得られないということで、定数はどうしましょう、報酬はどうしましょうと議論を重ねてきました。しかし、今回の提案は、定数を減らしただけで報酬には触れられていません。合併後の過去2回の手法と全く同じ方法で定数を減らしただけで終わっております。

大幅に定数を減らさなければ報酬を上げることは提案できないとか、私はこの報酬で十分に議会活動ができるなどの発言がありましたが、現在のことを話し合っているのではなく、美郷町の将来を担う若者の政治参加を目的とした話ではなかったかと思えます。提案もしないで町民の考えを推しはかることはできないのではないのでしょうか。勇気を持って町民に提案すべきではなかったかと思っております。

検討会の中での試算にもありましたが、2人減らすと3万円ほど上げられます。過去2回の定数削減を踏まえると10万円ほど上げられます。当議会独自の研修会での講師の先生によると、町の総予算から見た計算式からいっても、定数を減らさなくても6万円ほど上げられる計算になります。

何のための提案なのか、本当の理由は何なのか、結論ありきではなかったかとの疑問を感じます。ただ定数を減らしただけでは、若者の政治参加はますますハードルが高くなるばかりです。町民の意見を取り入れない提案は、議会全体が町民から見放されると危惧されます。議会活性化の基本方針に沿った提案ではないし、若者の意見に沿った提案でもない。よって、この提案には反対をいたします。

○議長（森元淑雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。

発議第7号について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。発議第7号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者12名）

○議長（森元淑雄君） 起立多数です。よって、発議第7号 美郷町議会議員定数条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

(午後2時49分)

(午後2時51分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり、案件が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後2時51分)

(午後2時52分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（森元淑雄君） 追加日程第1、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

美郷町議会議員委員会条例第3条の規定により、常任委員会の委員の任期は2年となっております。現在の委員の任期は本年9月30日までとなっておりますことから、本年10月1日以降の委員を選任するものです。

お諮りします。総務産業常任委員会委員には4番、藤原政春君、6番、高橋邦武君、8番、伊藤福章君、9番、高橋正和君、10番、泉美和子君、11番、深沢義一君、12番、熊谷良夫君、15番、鈴木良勝君を、教育民生常任委員会委員には1番、熊谷隆一君、2番、村田薫君、3番、鈴木正洋君、5番、高山茂雄君、7番、深澤均君、13番、澁谷俊二君、14番、長谷川幸子君、16番、森元淑雄君を、議会広報常任委員会委員には3番、鈴木正洋君、6番、高橋邦武君、7番、深澤均君、9番、高橋正和君、11番、深沢義一君、14番、長谷川幸子君を、以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は、ただいまお諮りしたとおり選任されました。

なお、任期は令和5年10月1日から令和7年9月30日までとなります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（森元淑雄君） 追加日程第2、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

美郷町議会議員委員会条例第5条第3項の規定により、議会運営委員会の委員の任期は2年となっております。現在の委員の任期は本年9月30日までとなっておりますことから、本年10月1日以降の委員を選任するものです。

お諮りいたします。議会運営委員会委員には1番、熊谷隆一君、3番、鈴木正洋君、6番、高橋邦武君、10番、泉美和子君、11番、深沢義一君、13番澁谷俊二君を、以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員はただいまをお諮りしたとおり選任されました。

なお、任期は令和5年10月1日から令和7年9月30日までとなります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月6日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後2時56分）